

第3次まいばら福祉のまちづくり計画 (案)

米原市

《目 次》

第1部 本編	1
第1章 まいばら福祉のまちづくり計画とは	2
1 この計画について	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定方法	6
第2章 福祉のまちづくりの状況	7
1 第2次計画の主な取組と課題	7
2 統計から見るまちの姿	11
3 各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿	21
4 米原市の強みと解決したい課題のまとめ	38
第3章 福祉のまちづくりの考え方	41
1 基本理念	41
2 基本方針	41
3 施策体系	42
4 地域福祉の展開方法	43
第4章 施策の具体的な取組	45
基本方針Ⅰ 誰一人取り残さない仕組みづくり	45
取組の方向1 相談しやすい環境を整えます	45
取組の方向2 支援がつながる仕組みをつくりま	47
取組の方向3 みんなが活躍できる機会をつくりま	49
基本方針Ⅱ みんなが支え合うつながりづくり	50
取組の方向4 福祉のこころを育みます	50
取組の方向5 人と人がつながり、支え合う機会を広げま	51
基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり	53
取組の方向6 福祉人材の確保に取り組みま	53
取組の方向7 暮らしの安心を確保しま	55
取組の方向8 災害に強いまちをつくりま	57
第5章 計画の進め方	59
1 計画の広報・周知	59
2 計画の推進と進捗管理	59

第2部 関連計画および資料編	61
1 重層的支援体制整備事業実施計画	62
2 成年後見制度利用促進計画	65
3 再犯防止推進計画	70
4 計画策定の経過	74
5 米原市地域福祉計画推進会議規則	75
6 米原市地域福祉計画推進会議委員名簿	76
7 用語解説	77

第1部 本編

第1章 まいばら福祉のまちづくり計画とは

1 この計画について

(1)地域福祉とは

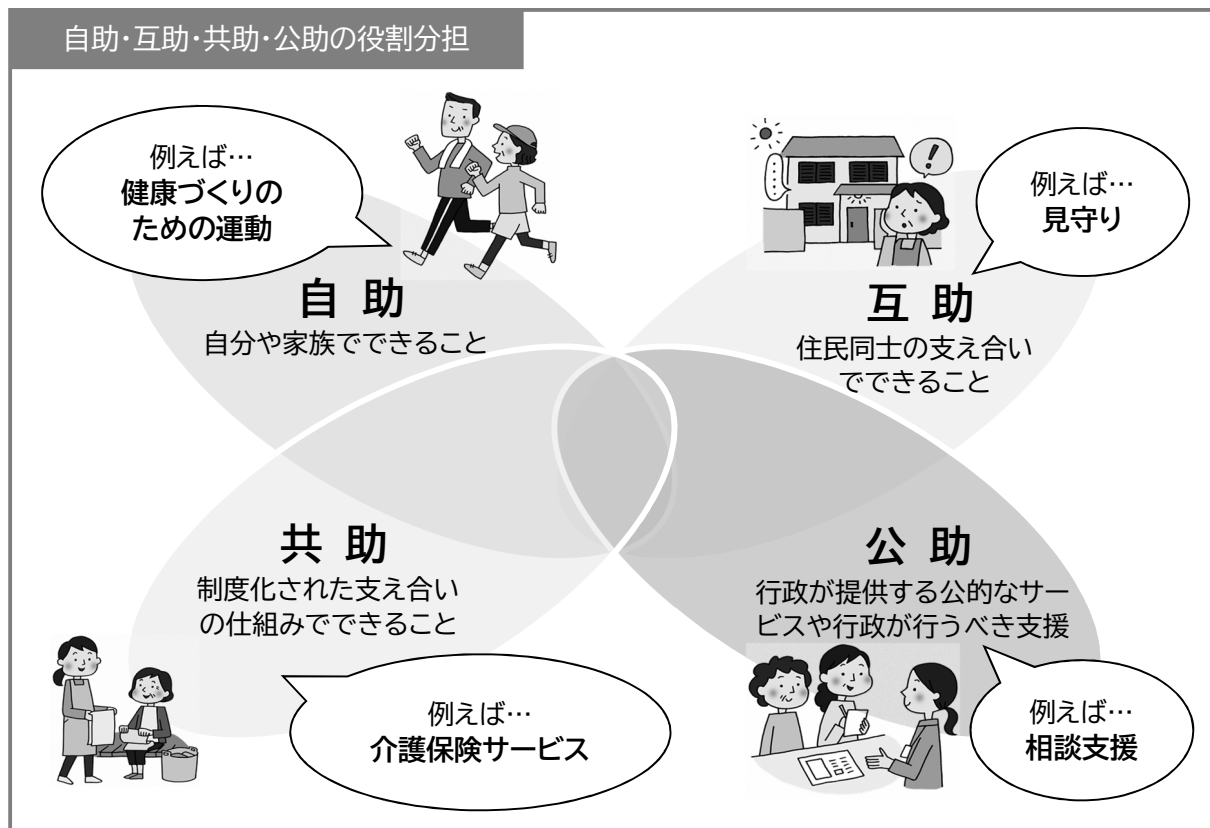
「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉や児童福祉等、困りごとを抱えた特定の人に対する「社会福祉」としてとらえられることが多くなっています。

一方、「地域福祉」は、地域の様々な困りごとの解決に向けて、家族、友人、地域住民、事業者や行政等が役割を分担し、支え合いながら、誰もが安心して暮らせるよう、まちづくりを進めることです。

様々な人々が暮らしている地域の中では、悩みや困りごと等の課題も多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、近隣住民のちょっとした気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分や家族でできること（自助）、住民同士の支え合いでできること（互助）、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること（共助）、行政が提供する公的なサービスや行政が行うべき支援（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と連携の下で課題解決をしていくことが大切です。



(2) 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加、社会環境やライフスタイルの変化等により地域のつながりが薄れていることを背景に、自治会等への未加入者の増加や、ひきこもりやヤングケアラー等制度の狭間の人たちの課題が生じています。

これらの課題はコロナ禍を経験し、人との関わり方に対する意識や習慣が変化する中で、これまで以上に地域の中で見られるようになりました。自然災害に対する地域での対策や、高齢化に伴う移動手段の確保等と併せ、住み慣れた地域における日常生活の継続に向けた課題は複雑化しています。

国では地域福祉の推進に向け、制度・分野ごとの「縦割り」や支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を掲げており、市民、関係機関、団体や行政等、地域を挙げて福祉課題・生活課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

本市では、令和元年度（2019年度）からの「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」を策定し、米原市に関わるあらゆる主体が地域福祉の理念と目標を共有し、それぞれが果たすべき役割を発揮しながら、総ぐるみで福祉のまちづくりを進めてきました。

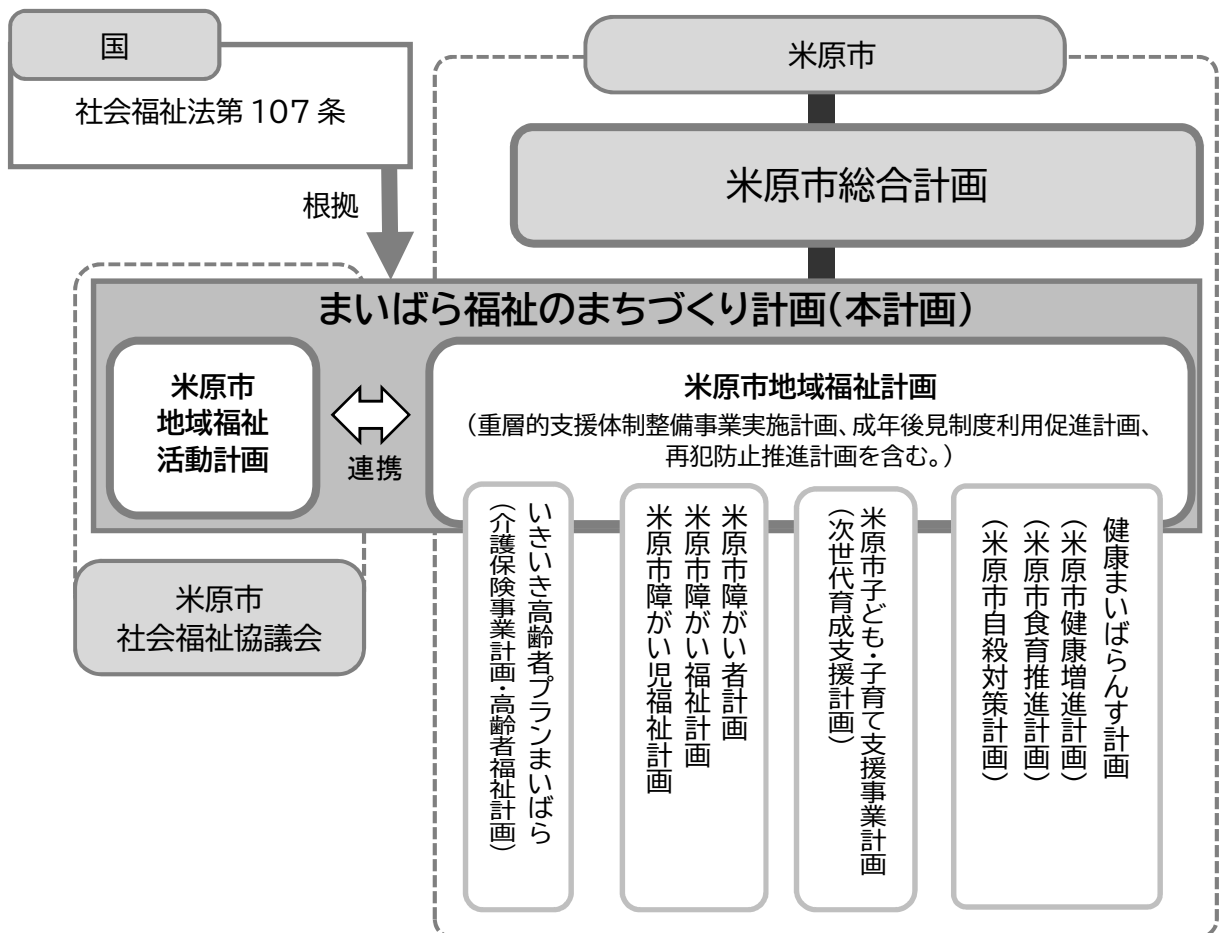
この度、令和5年度（2023年度）末に計画期間が終了することから「第3次まいばら福祉のまちづくり計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、行政と市民や社会福祉協議会をはじめとした民間の各種団体・機関が連携を強化し、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。なお、本計画には誰一人取り残さない包括的な社会の実現に向けて重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画の内容を含みます。

また、本計画は、「米原市総合計画」の基本理念に基づき、「いきいき高齢者プランまいばら（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」「米原市障がい者計画・米原市障がい福祉計画・米原市障がい児福祉計画」「米原市子ども・子育て支援事業計画」等の各福祉計画の上位計画とし、関連計画と考え方等の整合性を図りながら推進します。

■上位・関連計画との関係



■各計画の法的根拠等

《地域福祉計画》

社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める行政の計画です。

平成 30 年（2018 年）4 月に地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました。

また、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。

《地域福祉活動計画》

地域住民や各種団体・機関などとの協働で策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

《重層的支援体制整備事業実施計画》

社会福祉法第 106 条の 5 に規定される計画で、本市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制等を定めた計画です。

市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「高齢者・障がい者・子どもなどの属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備が求められています。

《成年後見制度利用促進基本計画》

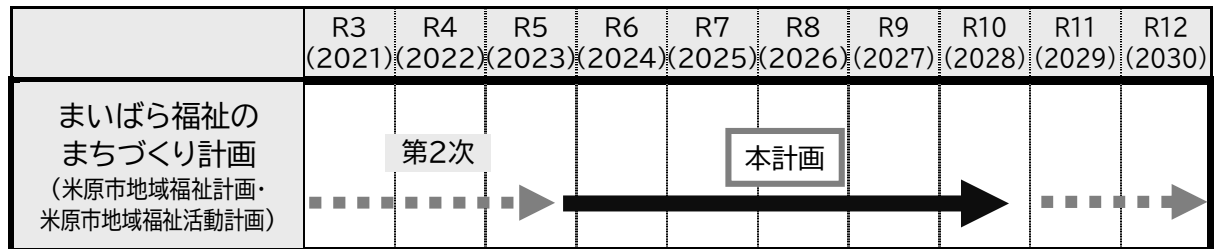
平成 28 年（2016 年）に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定される計画で、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利擁護の実現を図るべく、成年後見制度の利用促進をめざす計画です。

《再犯防止推進計画》

平成 28 年（2016 年）に施行された再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づく計画で、犯罪をした人や服役を終えた人の中で、安定した仕事や住居がない人、思うように社会復帰ができない人などの再犯を防止するため、継続的に社会復帰を支援する計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1)米原市地域福祉計画推進会議の開催

本計画の策定に当たり、各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、関係団体、関係機関や公募市民等から構成される「米原市地域福祉計画推進会議」において協議を行いました。

(2)各種調査の実施

本計画の策定に当たり、市民や福祉事業者等の考えや地域活動への参加状況、意見等を把握するため、一般市民および市内で活動している福祉事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3)ふくし座談会の開催

地域において課題を抱えている人や世帯との関わり方や支援のあり方等を検討するため、市民や関係機関・団体等が参加するワークショップ形式のふくし座談会（意見交換会）を行いました。

第2章 福祉のまちづくりの状況

1 第2次計画の主な取組と課題

基本目標Ⅰ 顔の見えるつながりを深める

近所や様々な活動の仲間、様々な立場の人々が交流し、互いの立場を理解し合い、顔なじみのつながりを深めながら、人と地域の元気を共に高め合っているまちをつくりまします。

主な取組	主な課題
(1) 福祉のこころを育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■人権講演会や人権を考えるつどい、ハートフル・フォーラム等各種講座や研修、自治会に対する福祉懇談会の開催促進等、市民の福祉や人権に関する意識啓発の場を確保した。 ■福祉事業者による地域共生フォーラムへの展示ブースへの参加、小中学生を対象とした福祉体験活動を実施した。 ■小中学生対象の手話体験学習や手話奉仕員養成講座等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■コロナ禍を背景として、研修や講座が縮小し、市民の参加意識が希薄化しており、地域ごとにばらつきもあるため、オンラインも含めた機会の確保が必要 ■地域共生フォーラムへの参加事業者の増加に向けた工夫が必要 ■出前講座による手話体験学習ができていない学校に手話の普及が必要
(2) 地域や人のつながりを深めます	
<ul style="list-style-type: none"> ■年齢制限や会員のみではなく、だれでも参加できる居場所が増え、世代間の交流が生まれた。 ■お茶の間団体の活動が増加しており、生活支援サービス、見守り活動や交流の場が確保された。 ■子育てサークルづくり講座を行い、講座後にサークルが結成された。 ■生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、身近な地域の活動を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民参加の事業を通じたつながりづくりが必要であり、必要とする市民に情報が届く周知方法の検討が必要 ■活動者の高齢化や担い手不足により活動につながりづらくなっている。 ■コロナ禍を経て自治会活動の活性化や、交流や居場所づくりの再開が必要

《基本目標Ⅰに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
○各種研修・講座・講演会、地域の活動や交流の機会を通じ、福祉に関する意識づくりや、つながりづくりを行う仕組みの定着が図られた。	○コロナ禍により減少した参加や交流の機会の再開・活性化を通じた地域における担い手育成が必要

基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる

市民の生活課題に寄り添い、解決に向けた活動をみんなで広げ充実していくことで、支援が必要になっても、一人一人が自分らしく、いつまでも安心して暮らしていけるまちをつくれます。

主な取組	主な課題
(1) 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います	
<ul style="list-style-type: none"> ■全世代型の相談窓口として、2つの地域包括支援センターを委託し、市の基幹包括支援センターと併せて相談支援体制を強化した。 ■社会福祉協議会が成年後見制度の中核機関として相談支援・普及啓発を実施した。 ■見守りネットワーク会議や事業所における相談窓口等を通じ、専門職や行政等につないだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各相談窓口の役割分担と機能の強化を図ることが必要 ■児童虐待ケースが増加しており、通報、相談や対応が迅速にできる体制づくりが必要 ■生活困窮者の支援に向けた早期発見・見守りの仕組みづくりや市民後見人の育成が必要 ■複合的な課題に対する対象者個人に応じた支援の仕組みができていない。
(2) 身近な地域で支え合います	
<ul style="list-style-type: none"> ■各地域福祉センターや地域支え合いセンターを拠点に生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、地域への福祉協力員等の配置や福祉委員会等の設置など、支え合いの仕組みづくりを行った。 ■民生委員・児童委員への情報提供と事業協力をを行った。 ■自治会長に対する避難行動要支援者名簿の配布や民生委員・児童委員との連携による名簿登録の呼びかけを行った。 ■地域特性を想定した災害ボランティアセンター運営ができるよう、運営サポーターと会議を開催した。 ■事業所と市で福祉避難所としての協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会ごとにとり組状況に違いがあり、特に新興住宅地の自治会とは接点が少なく、ニーズが拾いきれていない。 ■支援を求めているが支援を必要とする人への関わりが必要 ■コロナ禍により民生委員・児童委員に対する研修や交流が持つことができていない。 ■避難行動要支援者を支援する体制づくりのため、地域や支援者の協力が必要 ■災害時の避難体制について、取組が進まない自治会や、避難支援プラン（個別計画）の更新が進んでいない自治会の支援が必要

《基本目標Ⅱに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
<p>○地域の人々が抱える様々な課題に対応することができる支援のネットワークが構築され、誰一人取り残さない地域づくりに向けて進みはじめた。</p>	<p>○複雑化・複合化する地域課題に対応することができるよう、支援の仕組みの適切な組み合わせや情報の共有・発信が必要</p>

基本目標Ⅲ 助け合い、支え合うひとを育む

まちづくりを進める上で、人はかけがえない財産です。米原市に関わる全ての人々が、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域の一員として役割を担い、助け合い、支え合える人を育むまちをつくりまします。

主な取組	主な課題
(1) 地域の担い手を育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■ルッチまちづくり大学を通じたまちづくり人材の育成や、ご近所元気にくらし隊員の活動による地域の介護予防活動を進めた。 ■ボランティア養成講座の開催や、ボランティアセンターにおけるマッチング等を行った。 ■地域支え合いセンターを設置し、生活支援コーディネーター(CSW)を地域支え合いセンターおよび各地域福祉センターに配置した。 ■事業所が地域の研修や出前講座に講師を派遣したり中高生ボランティアを受け入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■コロナ禍を経て市民活動の活性化、新たな担い手の育成が必要 ■地域の潜在的なニーズの掘り起こしや、活動者が活動しやすい環境づくりが必要
(2) 福祉人材を育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■介護職員初任者研修受講料の助成や、福祉の仕事に関する就職フェアの開催等、福祉人材の確保・支援を行った。 ■キャラバンメイトサポーター養成講座を開催した。 ■事業者からの認知症サポーター養成講座への参加や介護に関する入門的研修への協力がみられた。 ■保育人材の確保や業務効率化の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉の仕事に関する魅力発信の工夫が必要 ■認知症サポーター養成等の継続した取組が必要 ■講師を担う事業者が固定化されており、更なる広がりが必要 ■保育人材の確保に向けた継続的な支援や業務の効率化が必要

《基本目標Ⅲに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
○生涯学習や介護予防、ボランティア等多方面からの地域における人材の育成や、専門職の確保支援等を行った。	○地域福祉を担う人材の裾野を広げることや、福祉ニーズの増大に対し、専門職の確保に向けた取組が必要

基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる

市民、行政、社会福祉協議会や関係団体など、米原市のあらゆる主体がつながり、協力・役割分担しながら、地域福祉の推進に取り組むための仕組みや体制をつくります。

主な取組	主な課題
つながるしくみを強化します	
<ul style="list-style-type: none"> ■重層的支援体制に関する各種会議の開催により複合的な課題を抱える世帯全体をチームで支援する考え方が浸透した。 ■1層（米原市全域）、2層（山東、伊吹、米原、近江の4地域）協議体は分野を超えた参加により、できることを共有しながら、福祉に捉われない話し合いの場となった。 ■福祉懇談会や見守りネットワーク会議の開催等、自治会役員、福祉協力員や事業者等が参加し、専門職ともつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■医療介護・認知症・生活支援の各コーディネーターの連携を深める方法の検討が必要 ■話し合いからアクションにつながるものが少なく、具体的な進め方の検討が必要 ■自治会役員等の交代により、継続的な話し合いが難しい。

《基本目標Ⅳに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
○多様な人材による協議の場や機会が確保され、連携の幅が広がった。	○地域や多職種による連携を有効活用した地域課題の解決につなげる取組が必要

2 統計から見るまちの姿

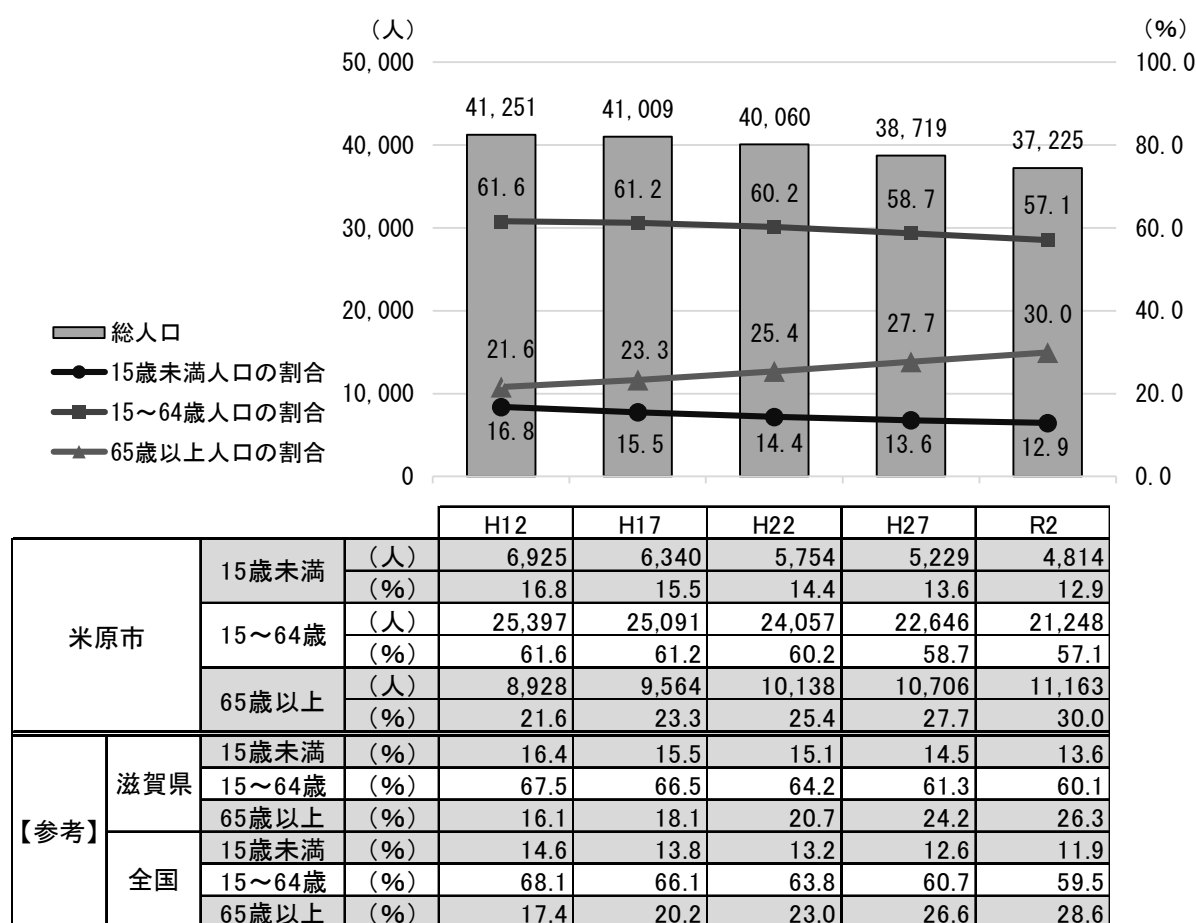
(1)人口・世帯の状況

① 総人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成12年（2000年）以降減少しており、令和2年（2020年）には37,225人と、20年間で約4,000人減少しています。

また、年齢3区分別人口を見ると、少子高齢化が進んでおり、15歳未満の年少人口の割合と15～64歳の生産年齢人口の割合が低下し続けているのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合は上昇を続け、令和2年（2020年）には30.0%となっています。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移

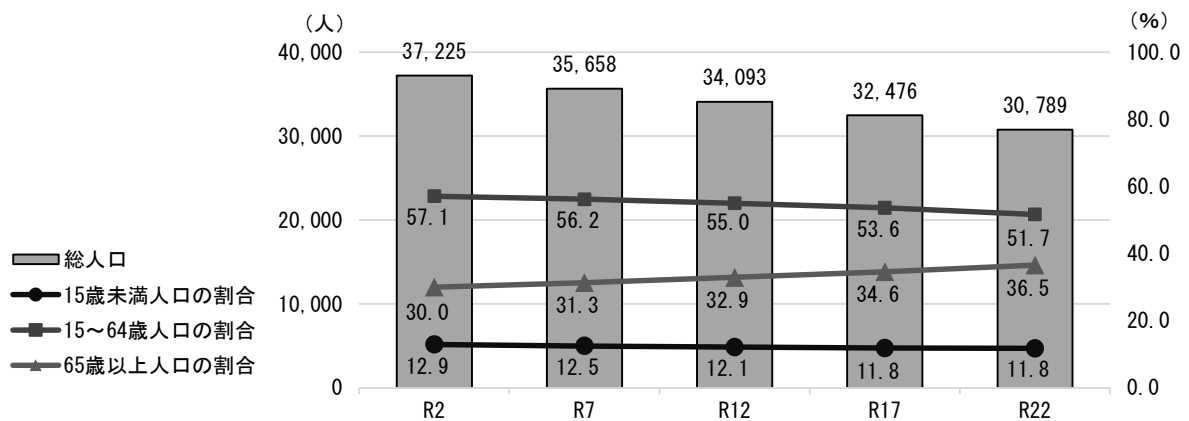


※総人口には「不詳」を含むため、年代別の人口を合計しても総数と一致しない。

割合は、分母から不詳を除いて、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

資料：国勢調査

【参考】将来人口と年齢3区分別人口割合の推計



※R2は国勢調査による実績値

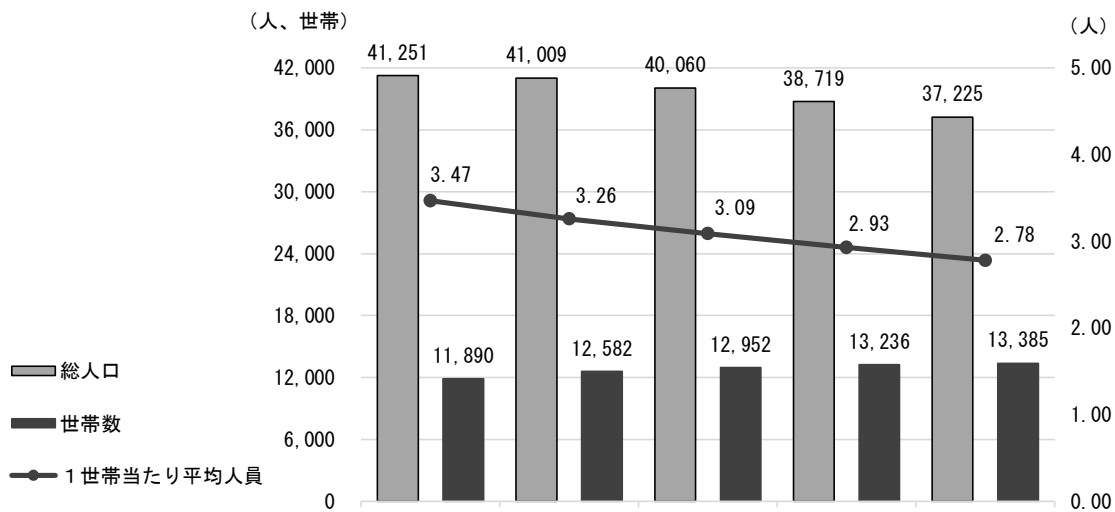
資料：国立社会保障・人口問題研究所（H30推計）

② 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、令和2年（2020年）には13,385世帯と増加を続けています。

一方で、1世帯当たり平均人員は減少を続けており、令和2年（2020年）には2.78人となっています。

■世帯数と世帯規模の推移



1世帯当たり平均人員(人)		H12	H17	H22	H27	R2
米原市		3.47	3.26	3.09	2.93	2.78
【参考】	滋賀県	3.05	2.88	2.72	2.63	2.47
	全国	2.70	2.58	2.46	2.38	2.26

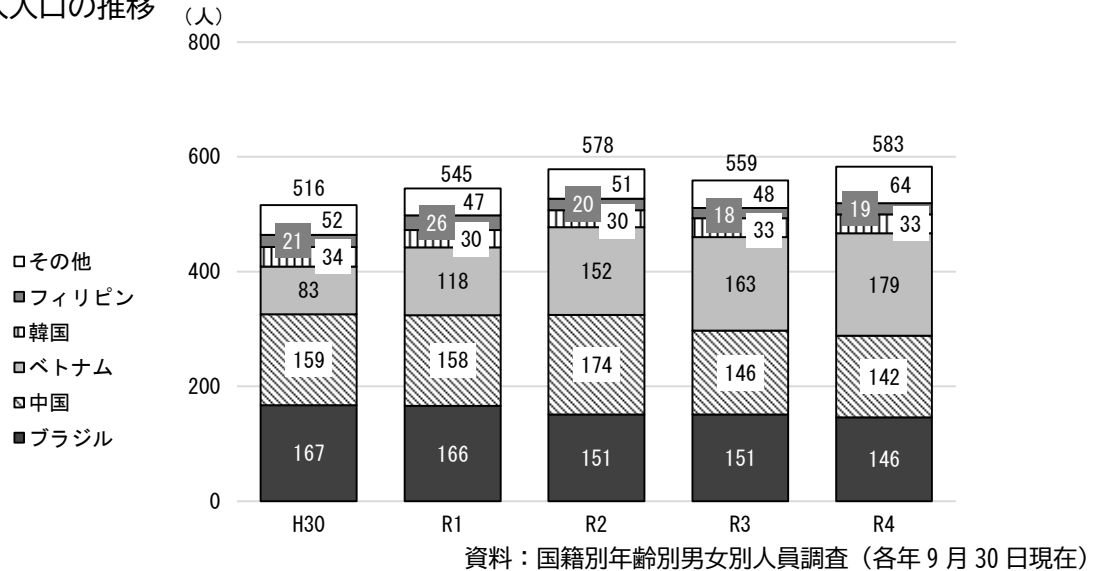
※世帯数、1世帯当たり平均人員には、一般世帯だけでなく施設等の世帯も含む。

資料：国勢調査

③ 外国人人口の状況

外国人人口を見ると、増加傾向で推移しており、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）で約70人増加しています。国籍別で見ると、ベトナム国籍の人の増加が顕著となっています。

■外国人人口の推移



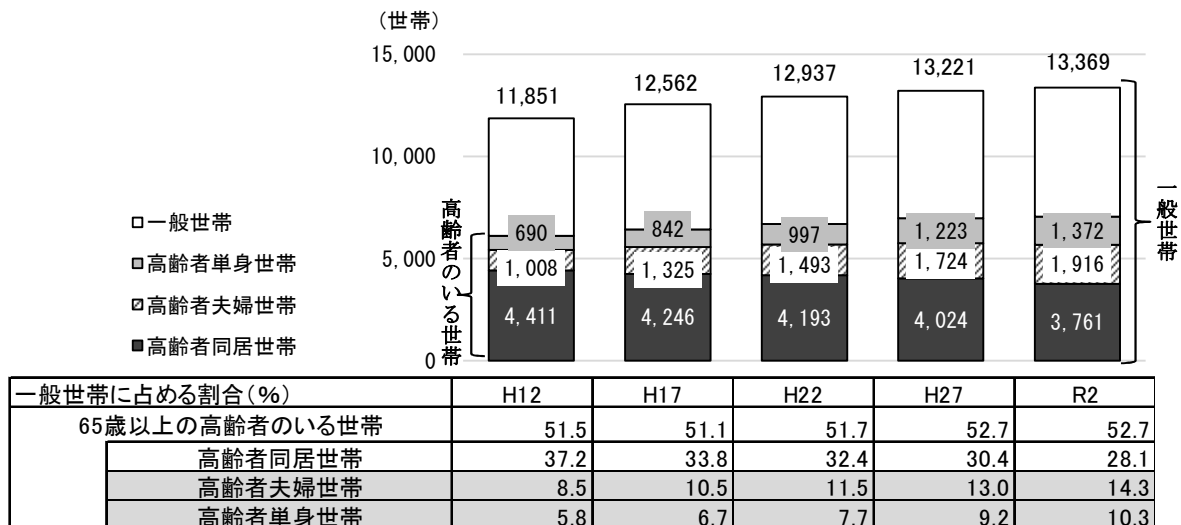
(2) 支援が必要な人の状況

① 高齢者の状況

高齢者世帯の状況を見ると、令和2年（2020年）には7,049世帯と、一般世帯の半数以上が65歳以上の高齢者がいる世帯となっています。

特に、高齢者のみの世帯である高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加を続けており、平成12年（2000年）と比べ、それぞれ2倍程度となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

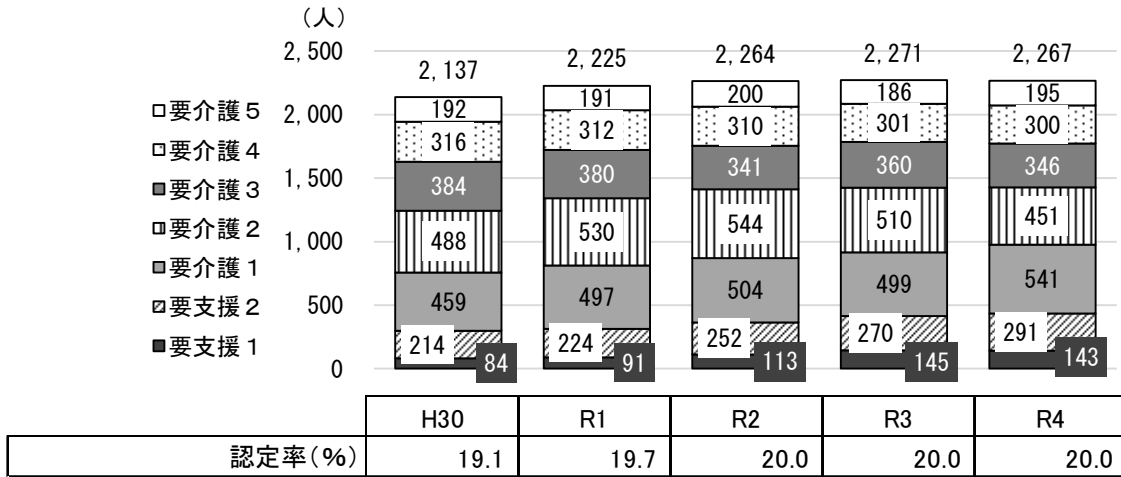


一般世帯に占める割合 (%)	H12	H17	H22	H27	R2
65歳以上の高齢者のいる世帯	51.5	51.1	51.7	52.7	52.7
高齢者同居世帯	37.2	33.8	32.4	30.4	28.1
高齢者夫婦世帯	8.5	10.5	11.5	13.0	14.3
高齢者単身世帯	5.8	6.7	7.7	9.2	10.3

資料：国勢調査

要介護（要支援）認定者数の推移を見ると、増加傾向にあり、特に「要支援1」から「要介護1」までの軽度が増加しています。

■要介護(要支援)認定者数の推移

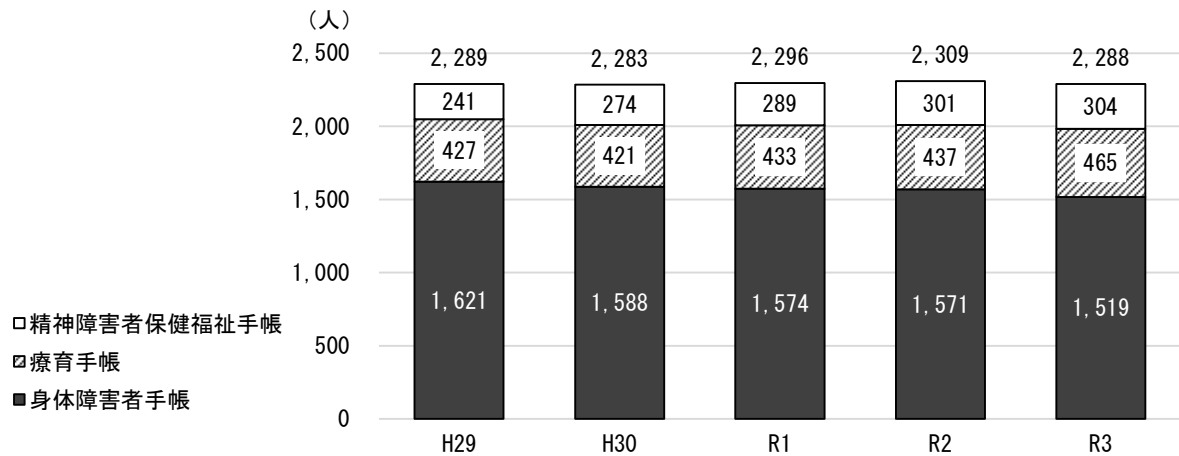


※認定率は、第1号被保険者に対する65歳以上の要介護・要支援認定者の割合
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月30日現在）

② 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、「身体障害者手帳」は減少傾向にあり、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」では増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

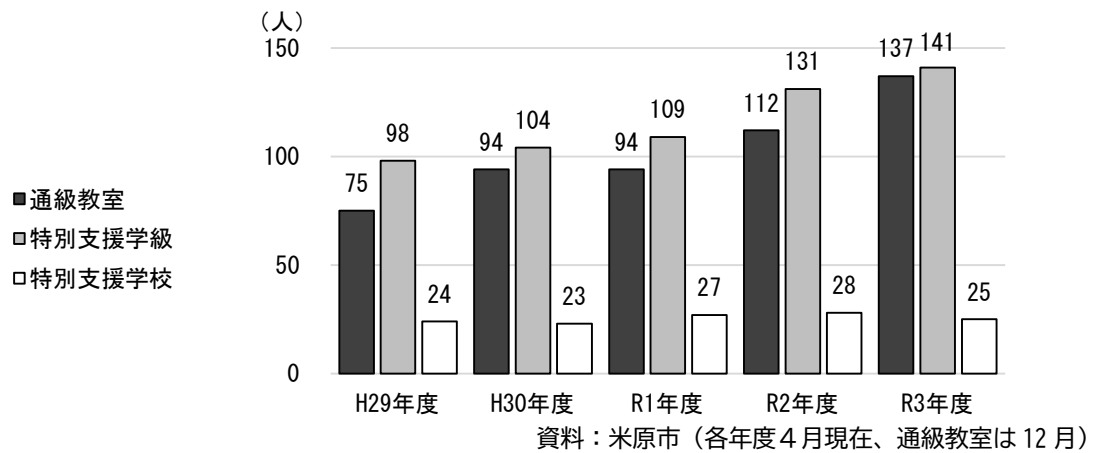


資料：米原市（各年4月1日現在）

③ 特別支援教育等の状況

特別支援教育等の推移を見ると、通級教室、特別支援学級の利用者数は増加傾向となっており、特別支援学校の利用者数は横ばいで推移しています。

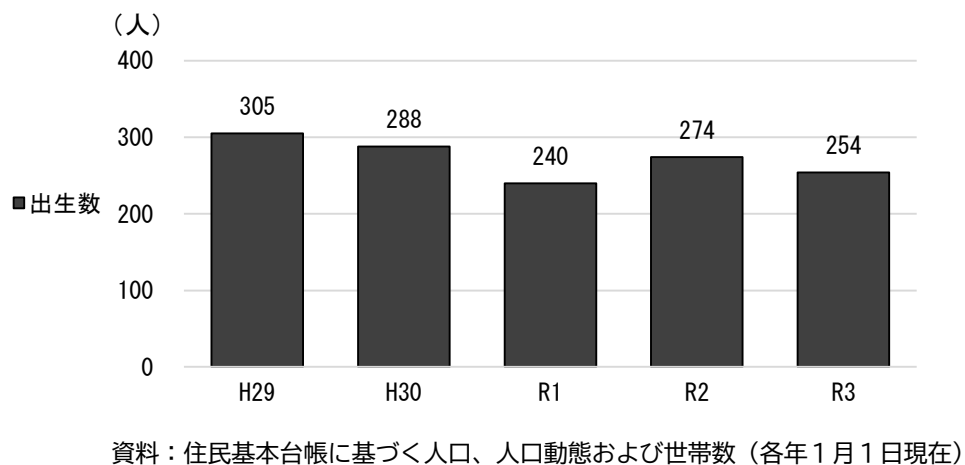
■特別支援教育等を利用する児童生徒数の推移



④ 子ども・子育ての状況

出生数の推移を見ると、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）に240人まで減少し、令和2年（2020年）に274人まで増加しましたが、令和3年（2021年）には254人まで減少しており、減少傾向にあると言えます。

■出生数の推移

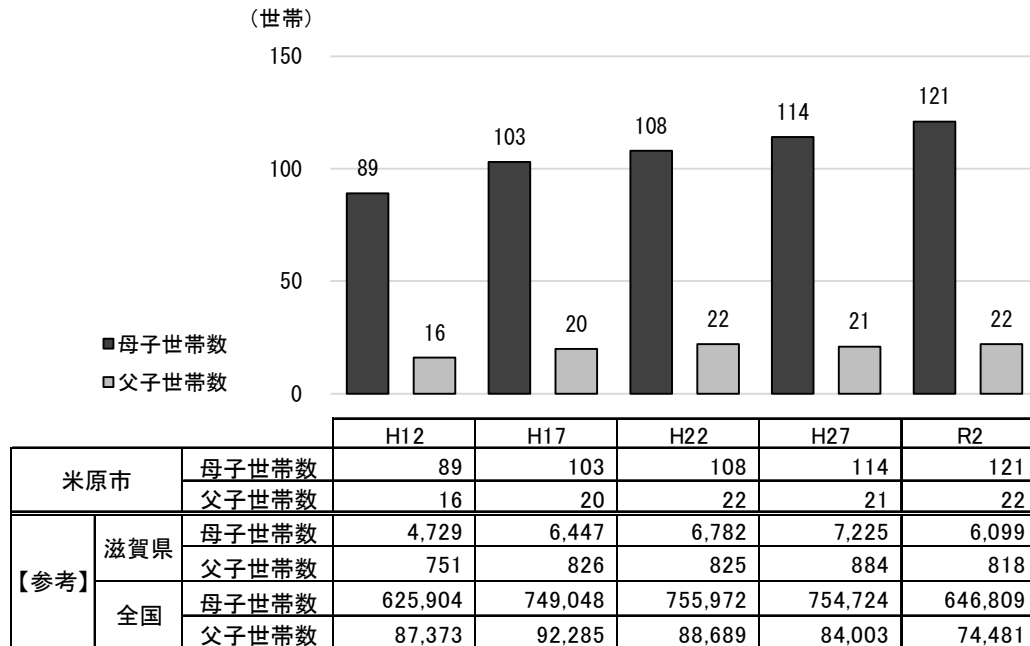


⑤ ひとり親世帯の状況

母子世帯数、父子世帯数の推移を見ると、母子世帯数は増加を続けており、令和2年（2020年）は121世帯となっており、父子世帯は横ばいで推移しています。

※ひとり親世帯：核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

■母子世帯数および父子世帯数の推移

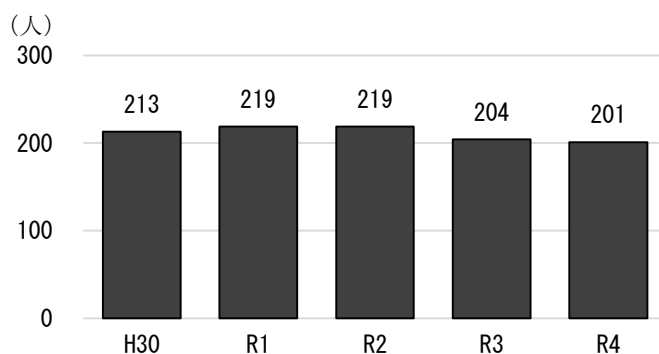


資料：国勢調査

⑥ 児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数の推移を見ると、横ばいから減少傾向で推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

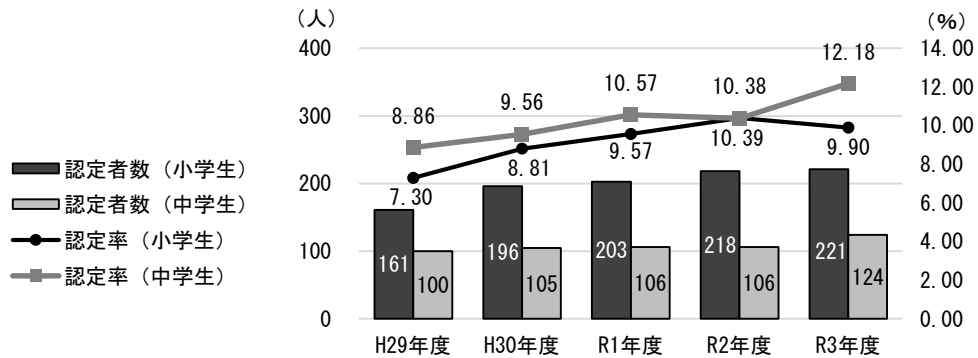


資料：米原市（各年4月1日現在）

⑦ 就学援助認定者の状況

就学援助認定者数の推移を見ると、小学生・中学生ともに増加傾向で推移しており、令和3年度（2021年度）では、小学生が221人、認定率は9.90%、中学生が124人、認定率は12.18%となっています。

■就学援助認定者数、認定率の推移

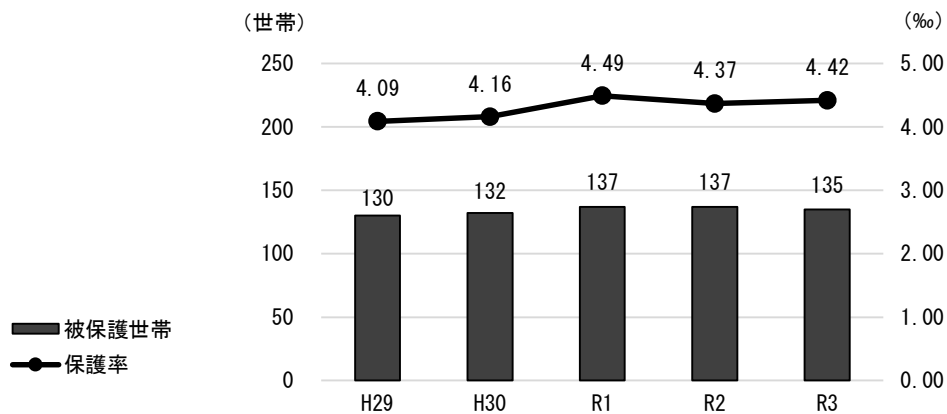


資料：米原市（各年4月1日現在）

⑧ 生活保護の状況

生活保護受給世帯数の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年（2021年）は135世帯となっています。

■生活保護受給世帯の推移

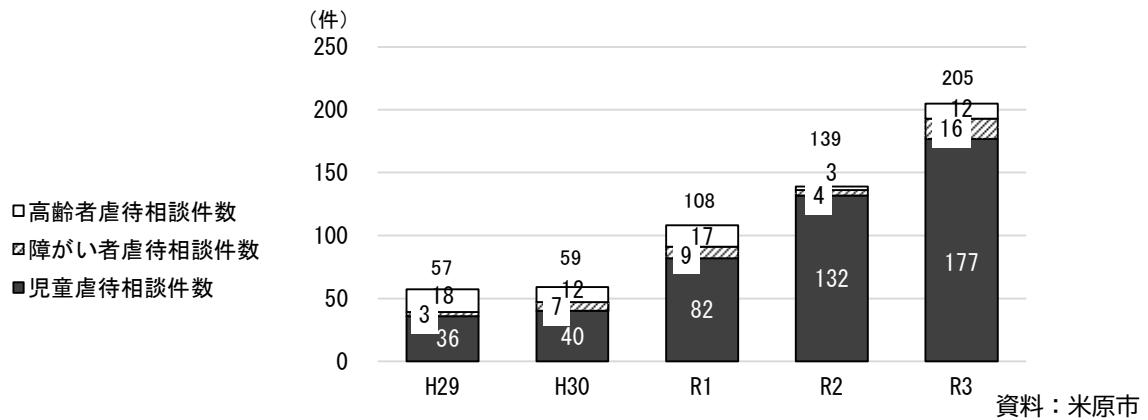


資料：米原市（各年10月1日現在）

⑨ 虐待相談件数の状況

虐待相談件数の推移を見ると、児童虐待では大幅に増加しています。

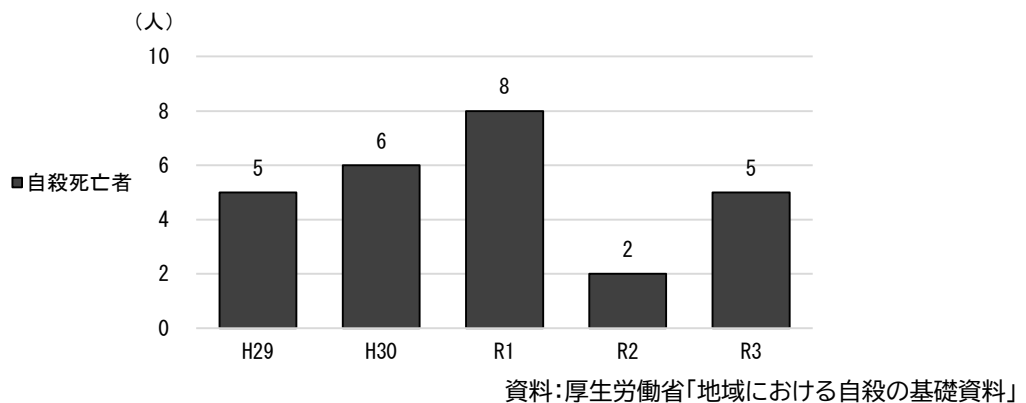
■虐待相談件数の推移



⑩ 自殺者数の状況

自殺者数の推移を見ると、平成 29 年（2017 年）以降、5 人前後で推移しています。

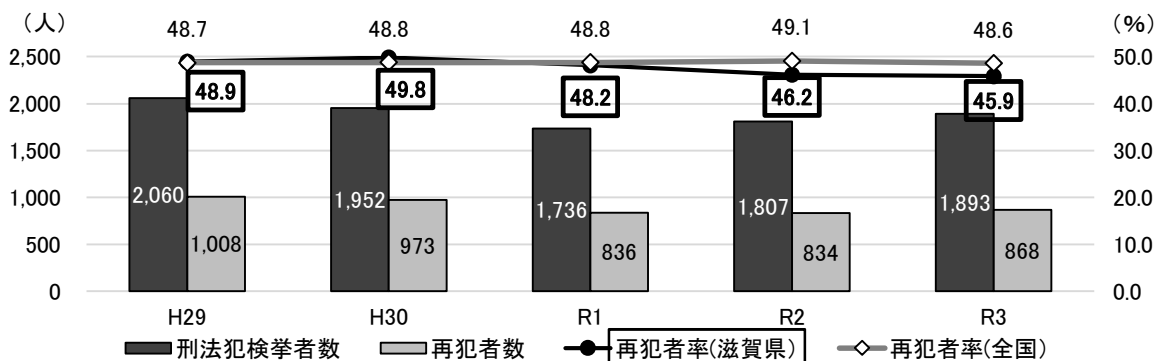
■自殺者数の推移



⑪ 再犯の状況

滋賀県における再犯者率は低下傾向にあり、近年では全国よりも低い水準となっていますが、令和 3 年（2021 年）においても再犯者率は 4 割を超えています。

■再犯者数および再犯者率の推移

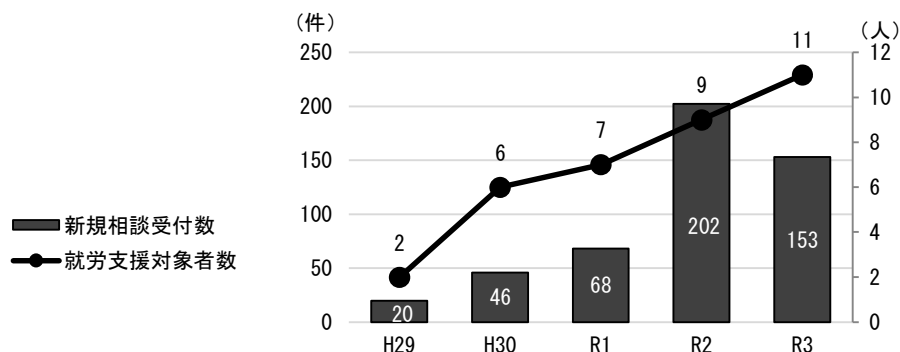


(3) 支援制度、活動等の状況

① 生活困窮者自立支援制度の状況

生活困窮者自立支援制度における支援者数の推移を見ると、新規相談受付数はコロナ禍の影響により令和2年（2020年）に大きく増加しています。また、就労支援対象者数は増加を続けています。

■生活困窮者自立支援制度支援者数の推移

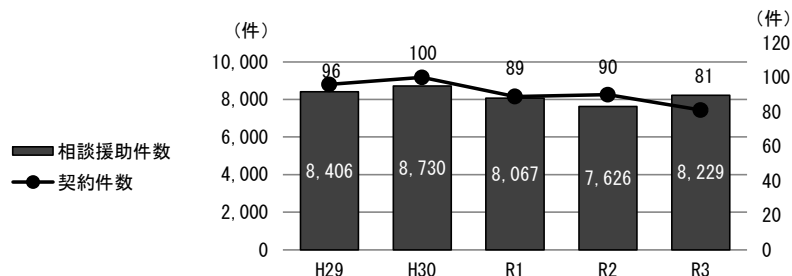


資料：米原市

② 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用状況

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況の推移を見ると、相談援助件数は平成30年（2018年）から令和2年（2020年）にかけて減少していましたが、令和3年（2021年）には増加に転じています。

■地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)利用状況の推移

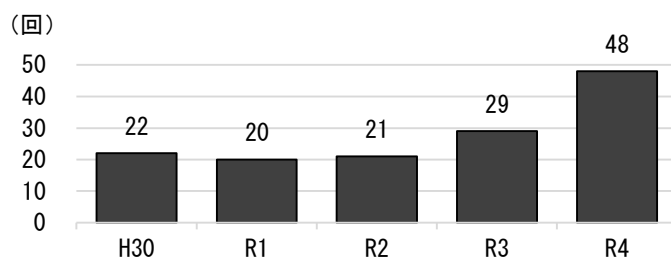


資料：米原市社会福祉協議会

③ 複雑・複合的な課題があるケースに関する会議の開催状況

複雑・複合的な課題があるケースに関する会議の開催状況の推移を見ると、令和3年（2021年）以降増加し、令和4年（2022年）では48回となっています。

■複雑・複合的な課題があるケースに関する会議の開催状況の推移

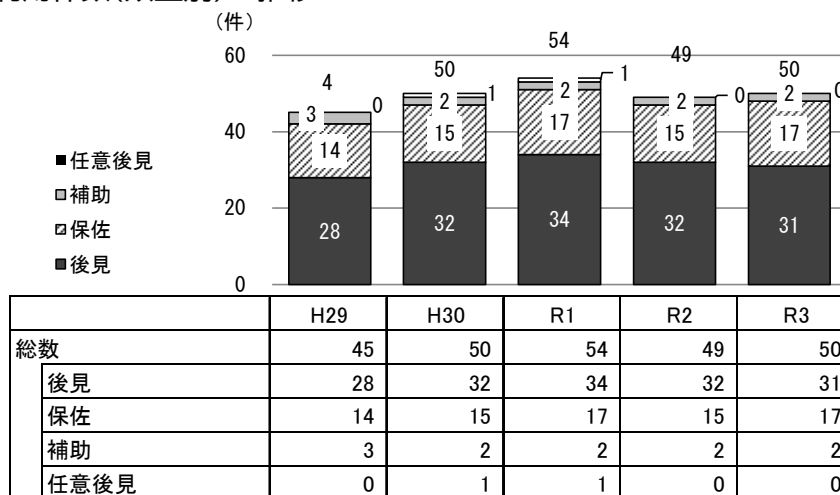


資料：米原市

④ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用件数の推移を見ると、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）では50件となっています。

■成年後見制度利用件数(類型別)の推移

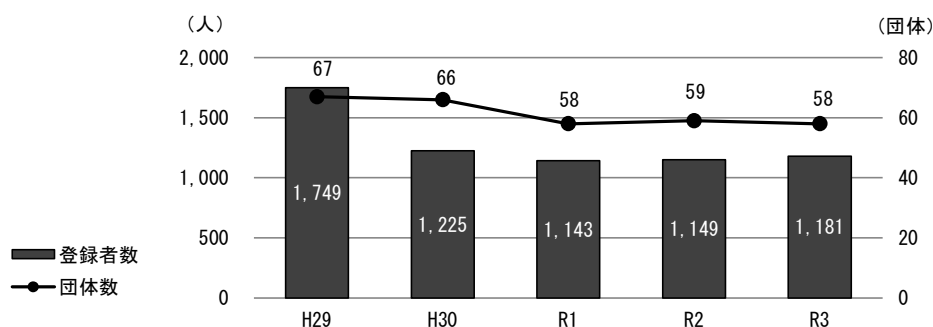


資料：大津家庭裁判所における成年後見制度利用者の住所地別一覧表

⑤ ボランティアの状況

ボランティアセンター登録者数・登録団体数の推移を見ると、令和元年（2019年）以降、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）では1,181人、58団体となっています。

■ボランティアセンター登録者数・登録団体数の推移



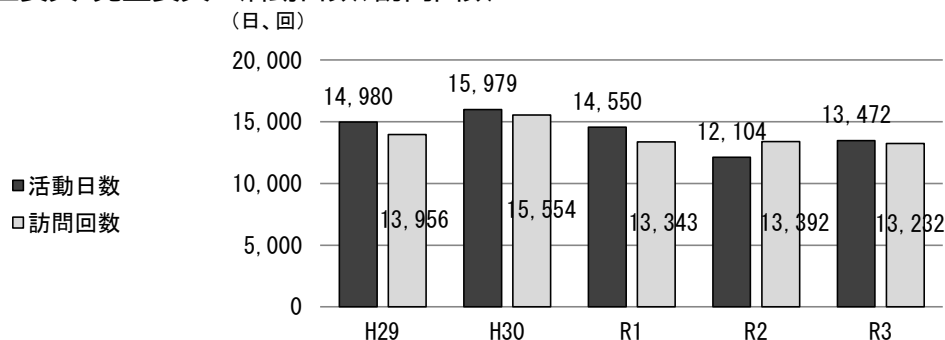
資料：登録ボランティア一覧表（米原市）（H29のみ事業報告書より）

資料：米原市（各年4月1日現在）

⑥ 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の活動状況の推移を見ると、コロナ禍の影響もあり、近年は活動日数、訪問回数ともに平成30年（2018年）と比較すると減少が続いています。

■民生委員・児童委員の活動日数、訪問回数



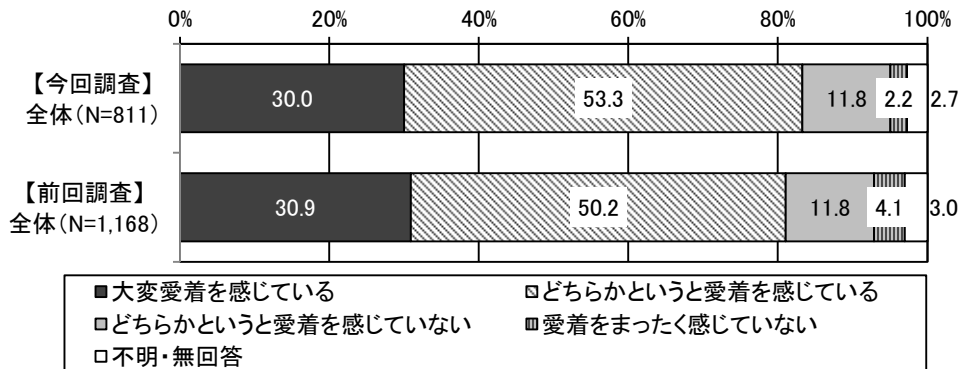
資料：米原市（各年4月1日現在）

3 各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿

(1) 市民アンケート調査結果の概要

① あなたは、自分が住んでいる地域にどの程度の愛着を感じていますか。(1つに○)

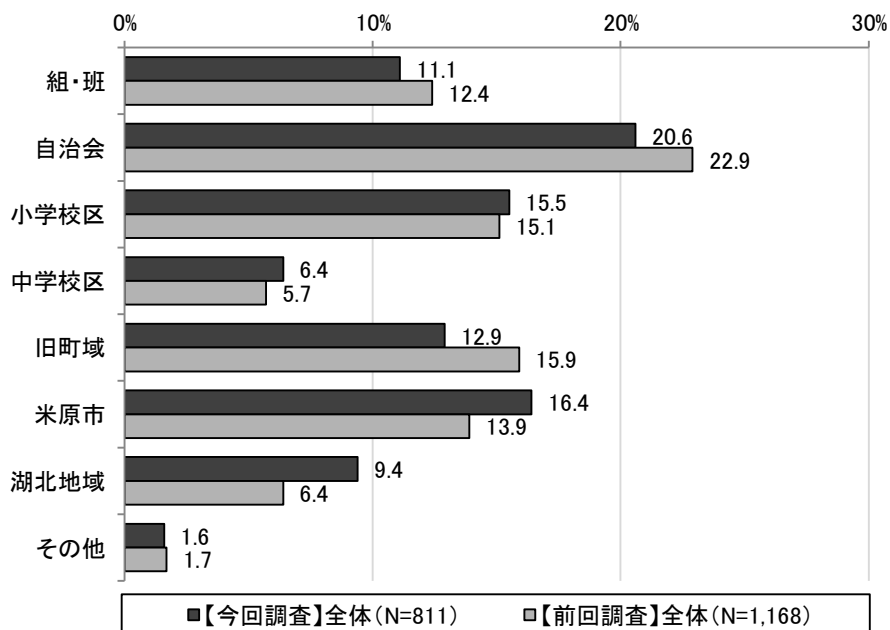
地域への愛着についてみると、【愛着を感じている】(「大変愛着を感じている」「どちらかという愛着を感じている」の合計)が83.3%、【愛着を感じていない】(「どちらかという愛着を感じていない」「愛着をまったく感じていない」の合計)が14.0%となっています。



② あなたにとって「身近な地域」とはどの程度の範囲ですか。(1つに○)

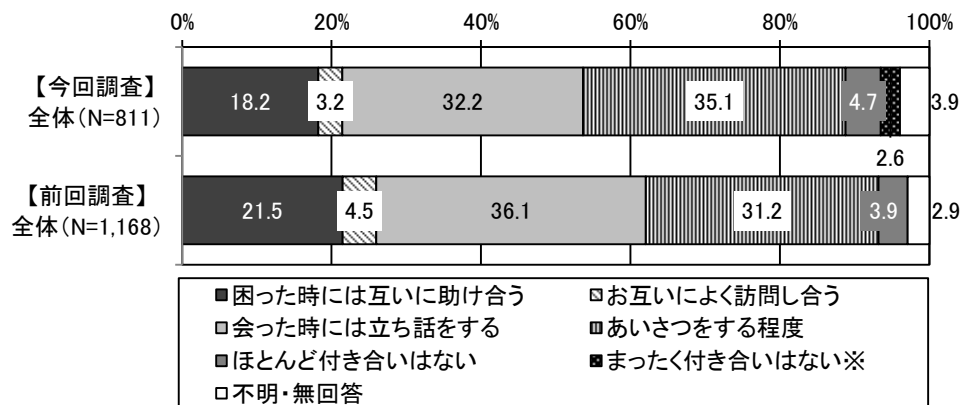
「身近な地域」の範囲についてみると、「自治会」が20.6%と最も高く、次いで「米原市」が16.4%、「小学校区」が15.5%と続いています。

前回調査と比較すると、「組・班」「自治会」「旧町域」が低くなっているのに対して、「小学校区」「中学校区」「米原市」「湖北地域」が高くなっています。



③ あなたは、近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つに○)

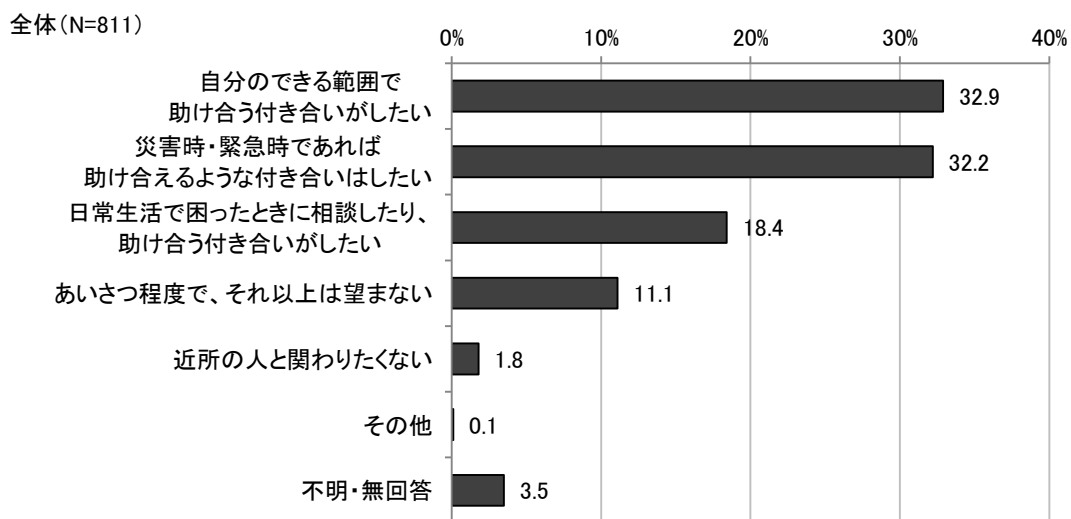
近所付き合いについてみると、「あいさつをする程度」が35.1%と最も高く、次いで「会った時には立ち話をする」が32.2%、「困った時には互いに助け合う」が18.2%と続いています。



※前回調査では項目なし

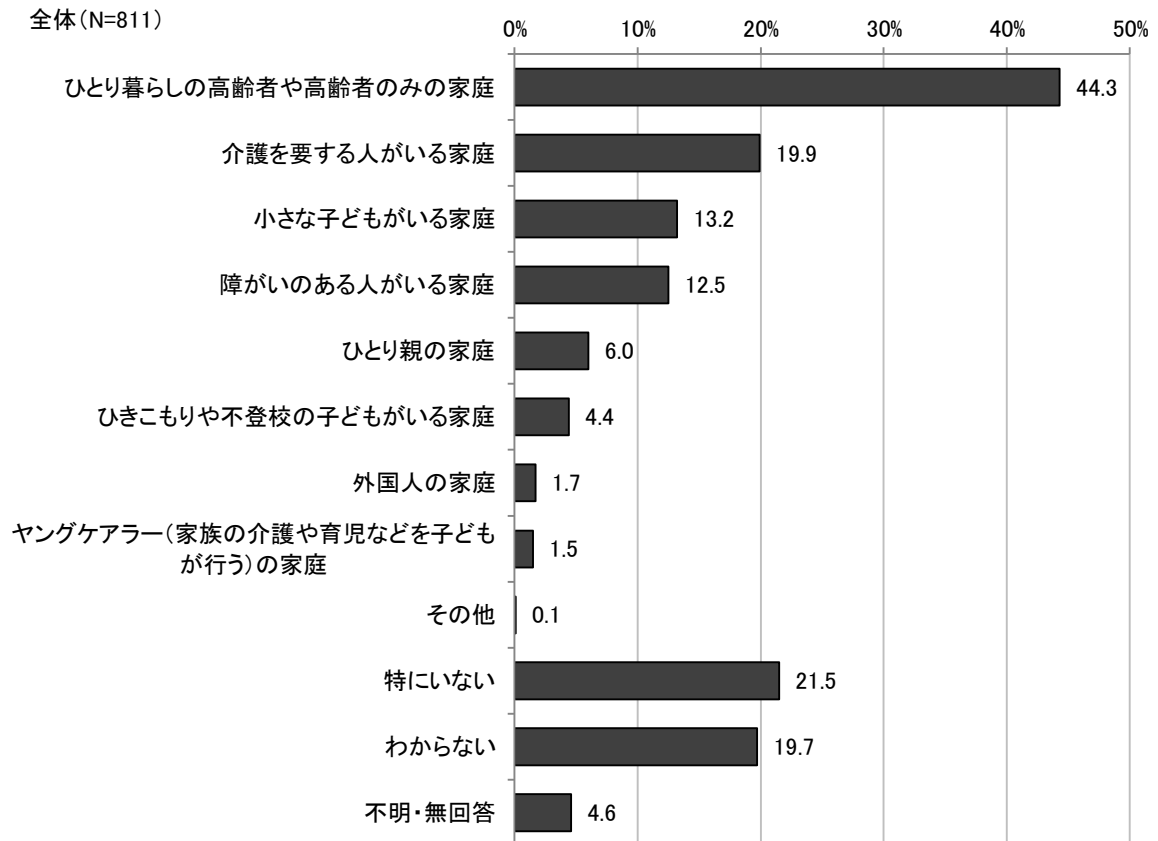
④ あなたは今後、どの程度近所付き合いをしていきたいですか。(1つに○)

今後、どの程度近所付き合いをしていきたいかについてみると、「自分のできる範囲で助け合う付き合いがしたい」が32.9%と最も高く、次いで「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が32.2%、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合う付き合いがしたい」が18.4%と続いています。



⑤ 近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭がありますか。
 (当てはまるもの全てに○)

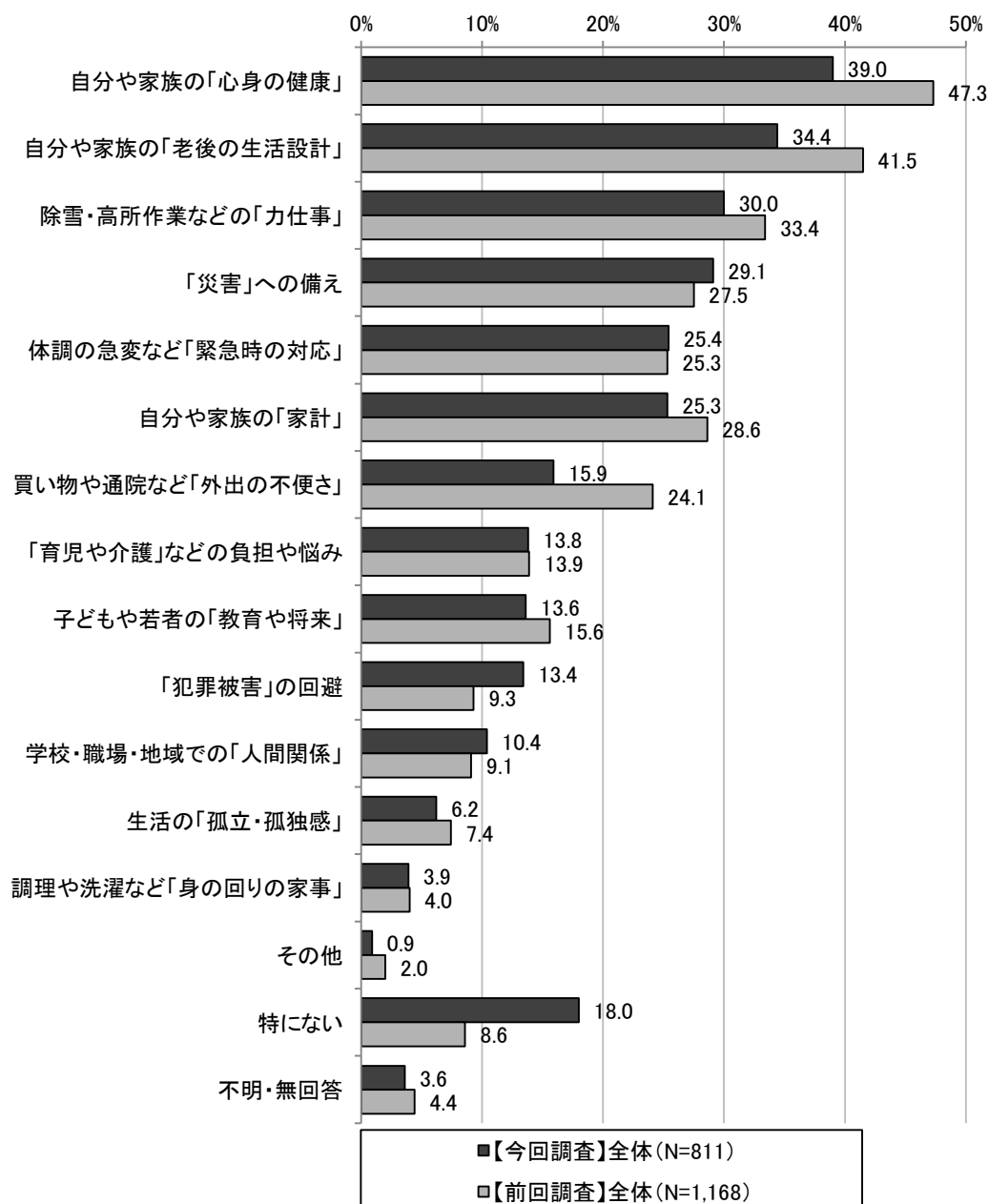
近所に、手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるかについてみると、「ひとり暮らしの高齢者のみの家庭」が44.3%と最も高く、次いで「特にいない」が21.5%、「介護を要する人がいる家庭」が19.9%と続いています。



⑥ あなたは、日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはありますか。
 (当てはまるもの全てに○)

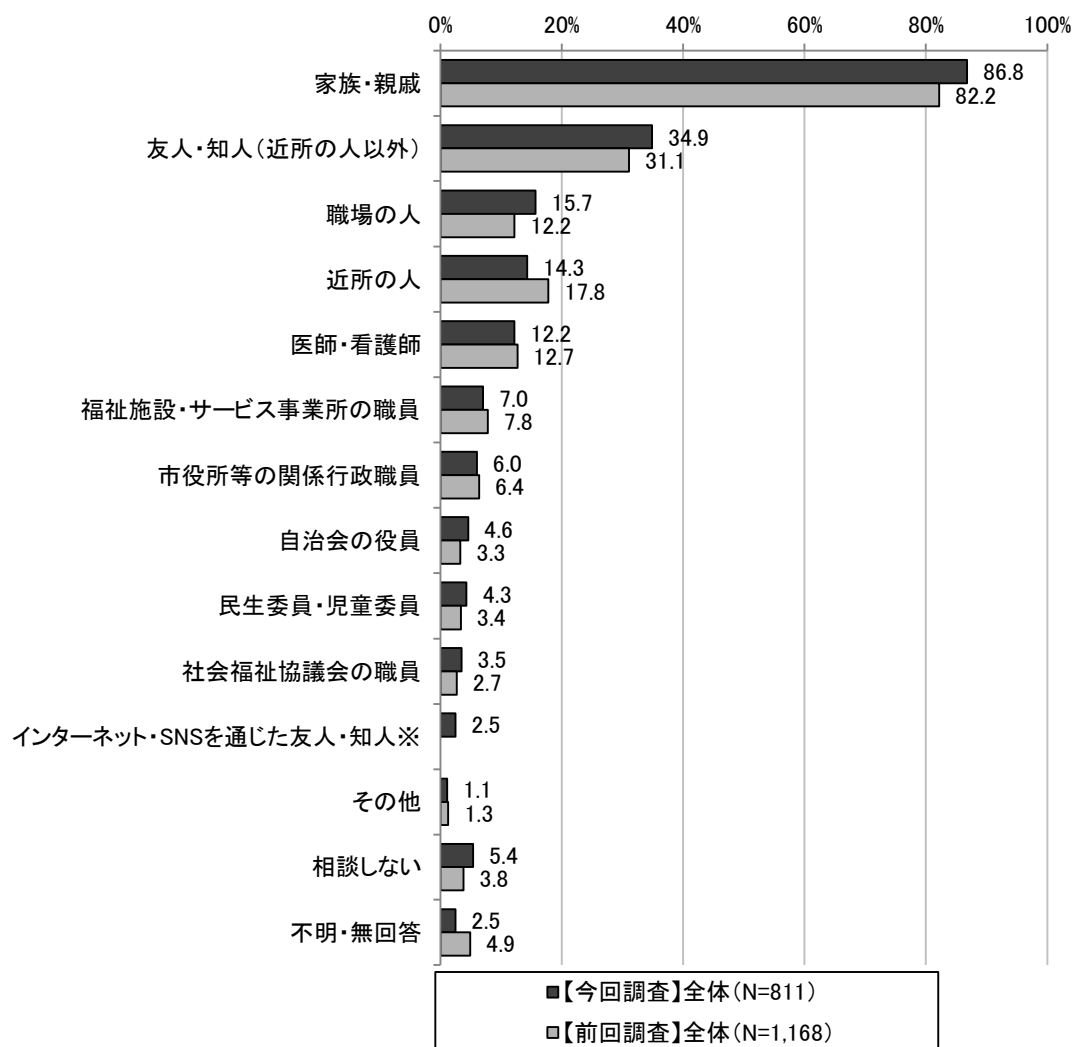
日々の生活で困っていること、悩みや不安に感じていることについてみると、『自分や家族の「心身の健康」』が 39.0%と最も高く、次いで『自分や家族の「老後の生活設計」』が 34.4%、『除雪・高所作業などの「力仕事」』が 30.0%と続いています。

前回調査と比較すると、『自分や家族の「心身の健康」』が 8.3 ポイント、『自分や家族の「老後の生活設計」』が 7.1 ポイント低くなっています。



⑦ あなたは、日々の生活のなかで困ったことがある時、誰に相談していますか。
 (当てはまるもの全てに○)

困った時の相談先についてみると、「家族・親戚」が86.8%と最も高く、次いで「友人・知人(近所の人以外)」が34.9%、「職場の人」が15.7%と続いています。

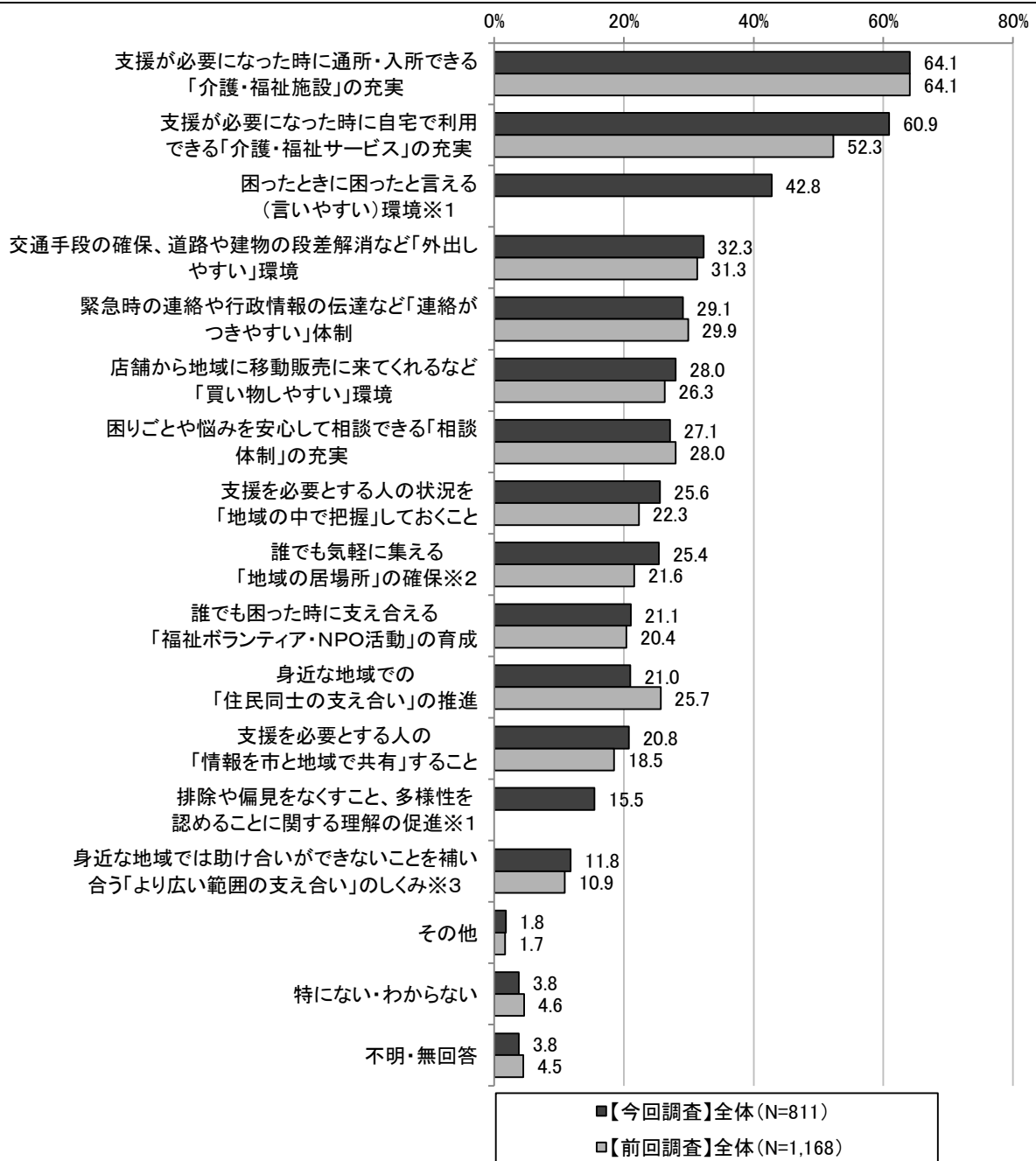


※前回調査では項目なし

⑧ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、身近な地域で、今後特に必要と思うことはどんなことですか。(当てはまるもの全てに○)

安心して生活するために特に必要と思うことについてみると、「支援が必要になった時に通所・入所できる介護・福祉施設の充実」が64.1%と最も高く、次いで「支援が必要になった時に自宅で利用できる介護・福祉サービスの充実」が60.9%、「困ったときに困ったと言える(言いやすい)環境」が42.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「支援が必要になった時に自宅で利用できる介護・福祉サービスの充実」が8.6ポイント高くなっています。



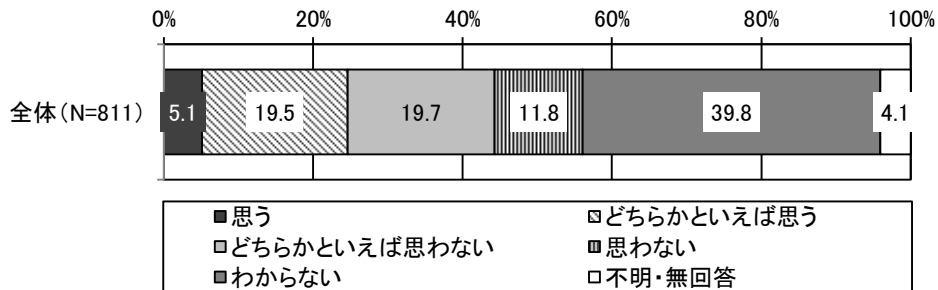
※1 前回調査では項目なし

※2 前回調査では『誰でも気軽に集える「地域の拠点」の確保』

※3 前回調査では『地域では助け合いができないことを補い合う「より広い範囲の支え合い」のしくみづくり』

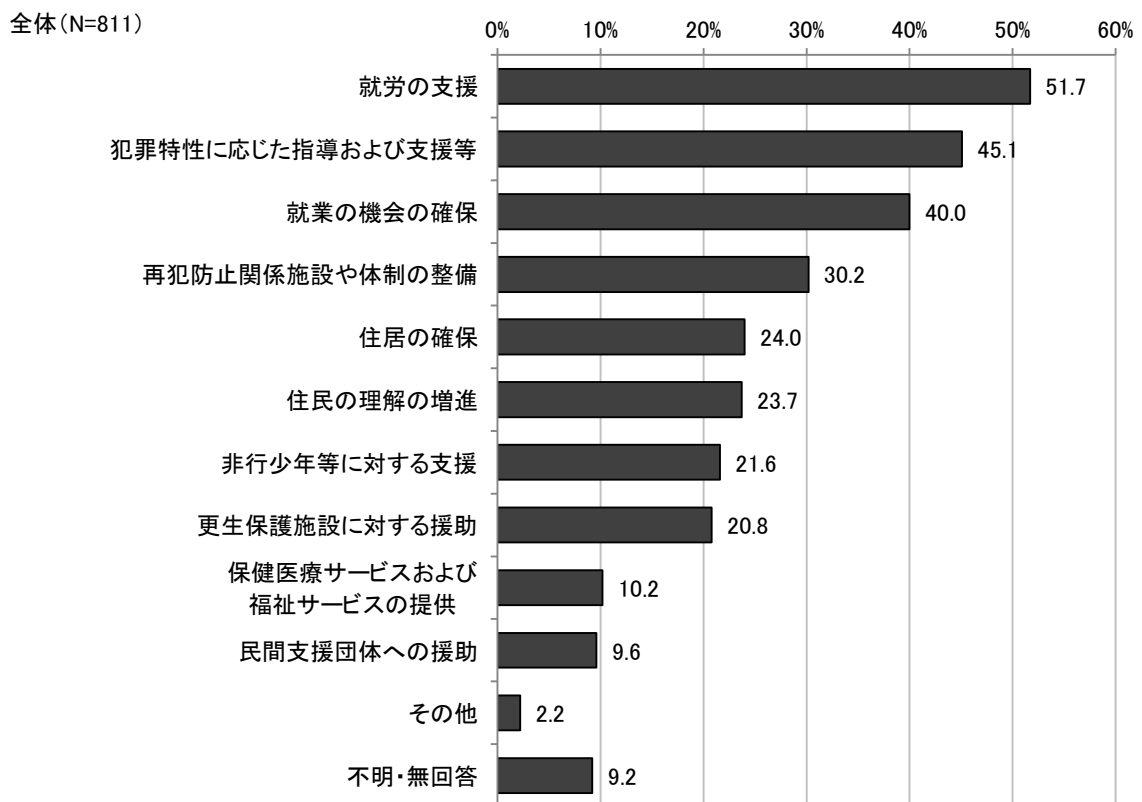
⑨ あなたは地域に刑務所出所者等がいた場合、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(1つに○)

犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについてみると、【思う】(「思う」「どちらかといえば思う」の合計)が24.6%、【思わない】(「どちらかといえば思わない」「思わない」の合計)が31.5%、「わからない」が39.8%となっています。



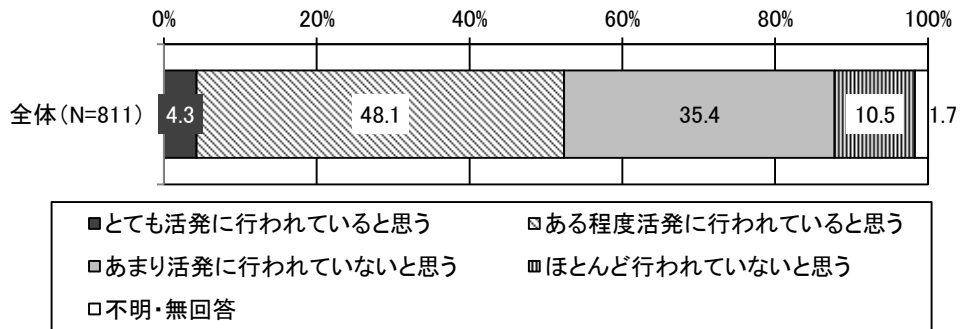
⑩ 再犯防止を推進するに当たって、どのような取組が必要だと思いますか。(当てはまるもの全てに○)

再犯防止を推進するに当たっての取組についてみると、「就労の支援」が51.7%と最も高く、次いで「犯罪特性に応じた指導および支援等」が45.1%、「就業の機会の確保」が40.0%と続いています。



⑪ あなたが住んでいる地域の住民自治活動は活発だと思いますか。(1つに○)

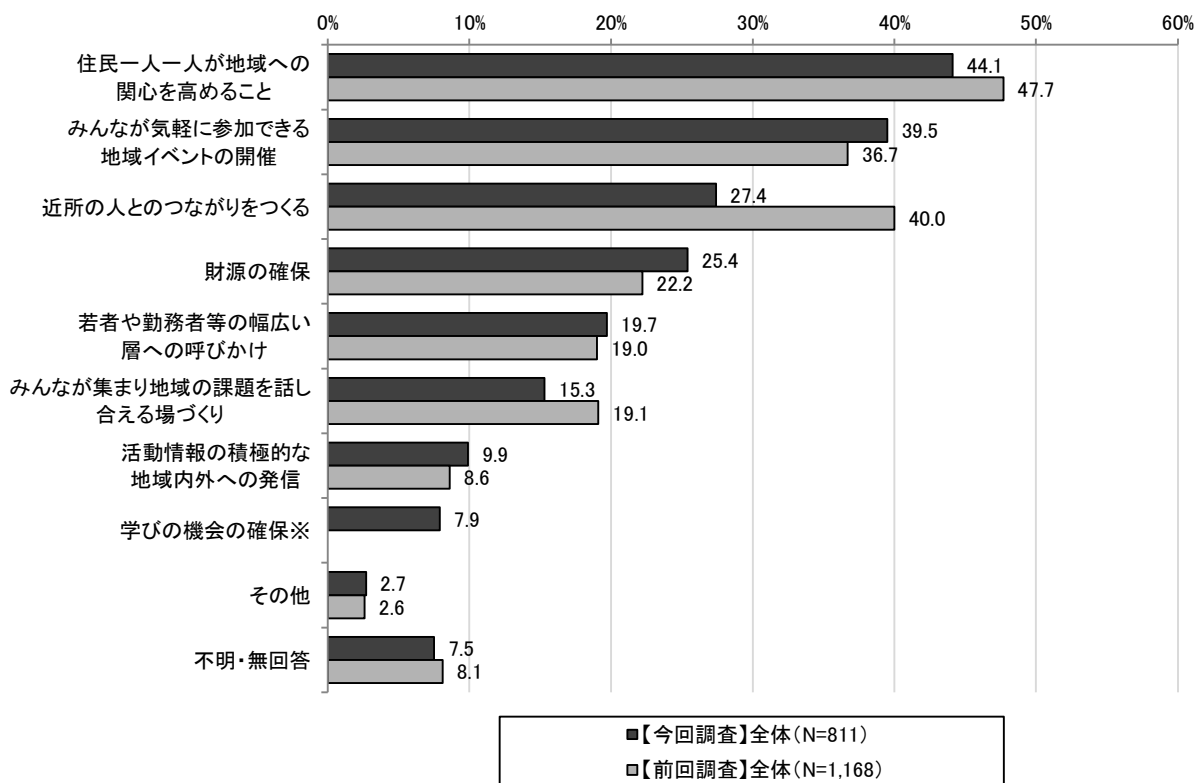
住民自治活動が活発だと思うかについてみると、【活発に行われていると思う】(「とても活発に行われていると思う」「ある程度活発に行われていると思う」の合計)が52.4%、【活発に行われていないと思う】(「あまり活発に行われていないと思う」「ほとんど行われていないと思う」の合計)が45.9%となっています。



⑫ 地域の住民自治活動を活発にするためには、主に何が必要だと思いますか。(3つまで○)

住民自治活動を活発にするために必要なことについてみると、「住民一人一人が地域への関心を高めること」が44.1%、「みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催」が39.5%、「近所の人とのつながりをつくる」が27.4%と続いています。

前回調査と比較すると、「近所の人とのつながりをつくる」が12.6ポイント低くなっています。

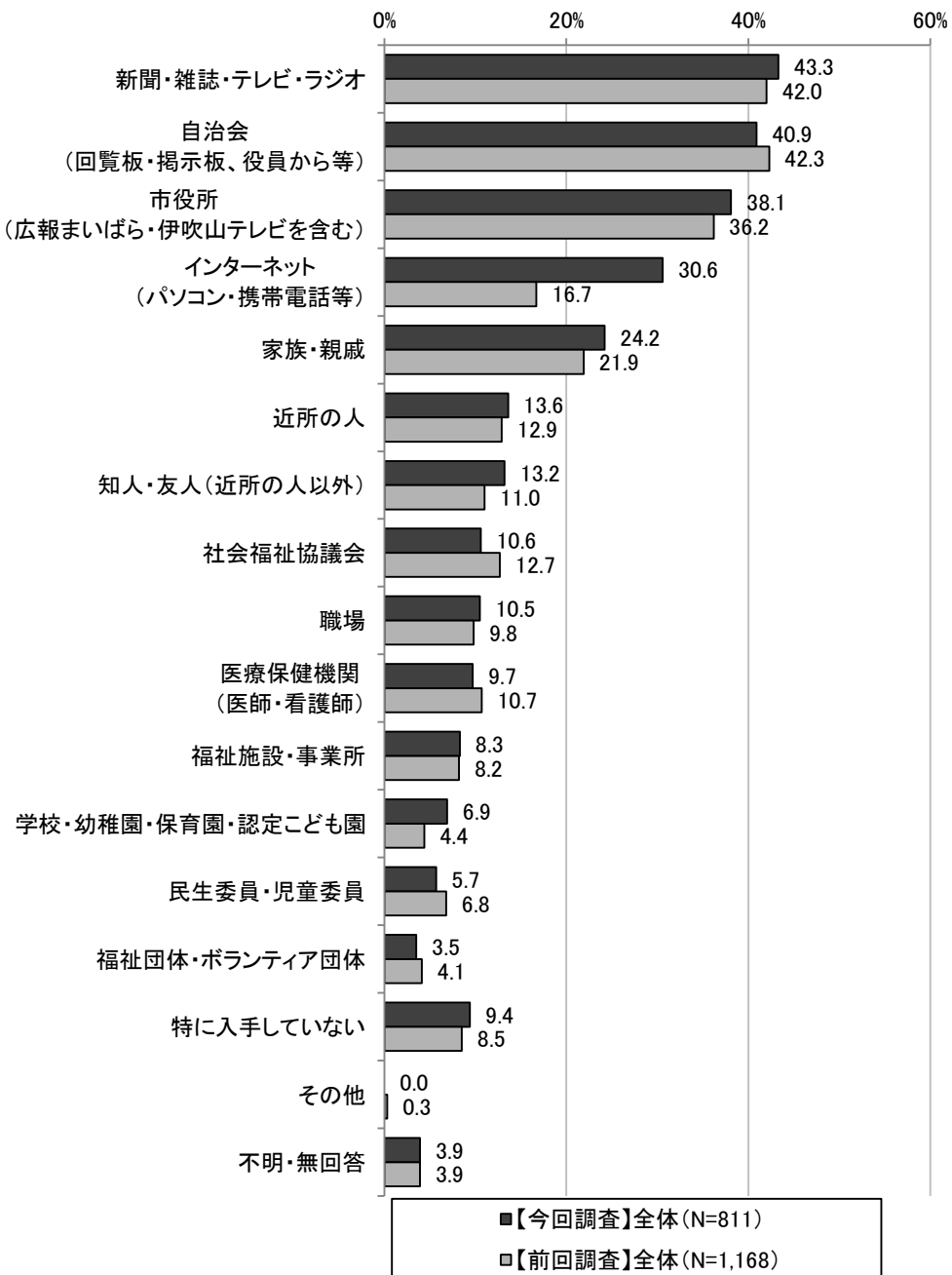


※前回調査では項目なし

⑬ あなたは、福祉に関する情報を、どこ(誰)から入手していますか。(当てはまるもの全てに○)

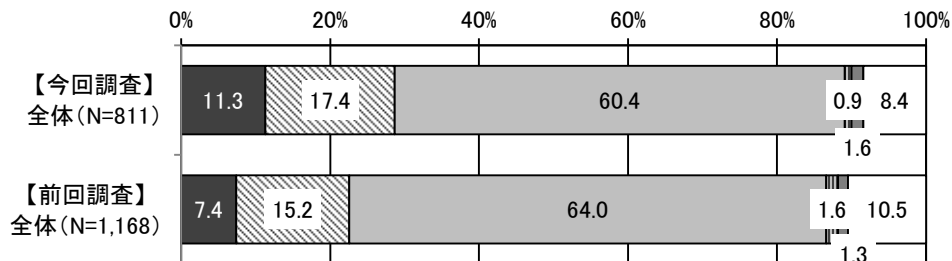
情報の入手先についてみると、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が43.3%と最も高く、次いで「自治会(回覧板・掲示板、役員から等)」が40.9%、「市役所(広報まいばら・伊吹山テレビを含む)」が38.1%と続いています。

前回調査と比較すると、「インターネット(パソコン・携帯電話等)」が13.9ポイント高くなっています。



⑭ あなたは、福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか。(最も近い考え方1つに○)

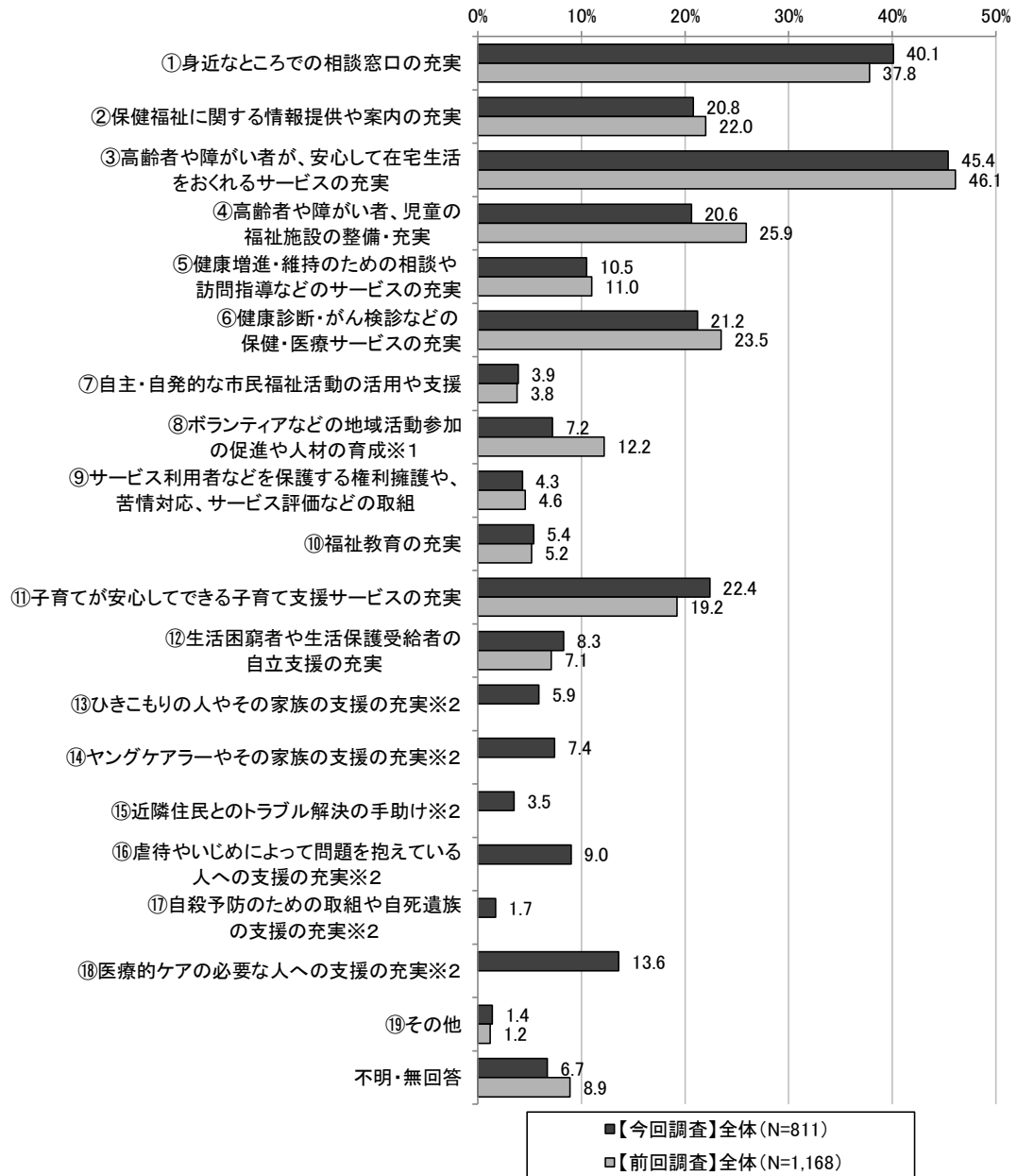
福祉を充実させるうえで考える、行政と地域住民の関係についてみると、「福祉を充実する責任は行政（国、県や市町村）にあるので、住民は特に協力することはない」が11.3%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」が17.4%、「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が60.4%となっています。



- 福祉を充実する責任は行政(国や県、市町村)にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである
- 福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである
- 住民が福祉課題に積極的に取り組み、行政に頼るべきではない
- その他
- 不明・無回答

⑮ 今後、米原市が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、どれを優先して充実すべきだと思いますか。(3つまで○)

健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策についてみると、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が45.4%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が40.1%、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が22.4%と続いています。



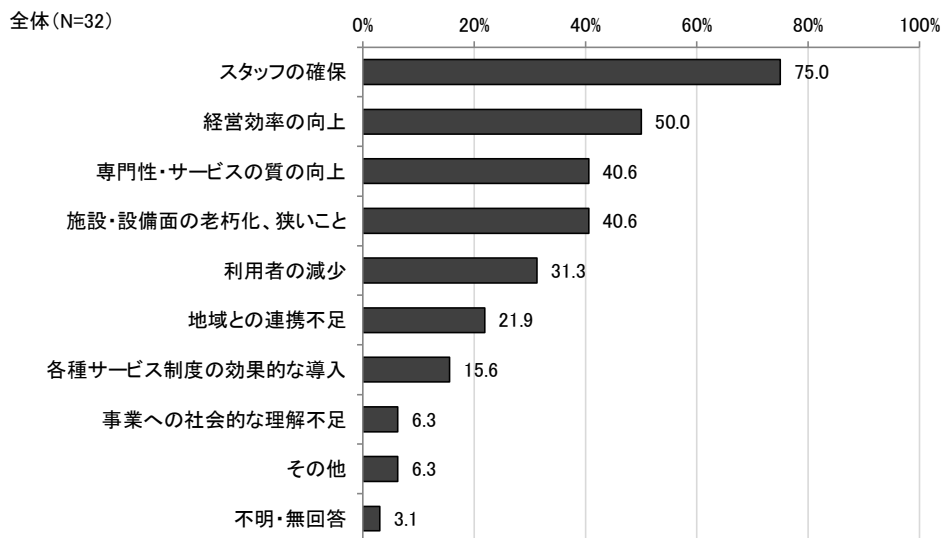
※1 前回調査では「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」と「ボランティアや地域活動にかかわる人材の育成」で表記

※2 ⑬～⑱は新規追加項目

(2)福祉事業者アンケート調査結果の概要

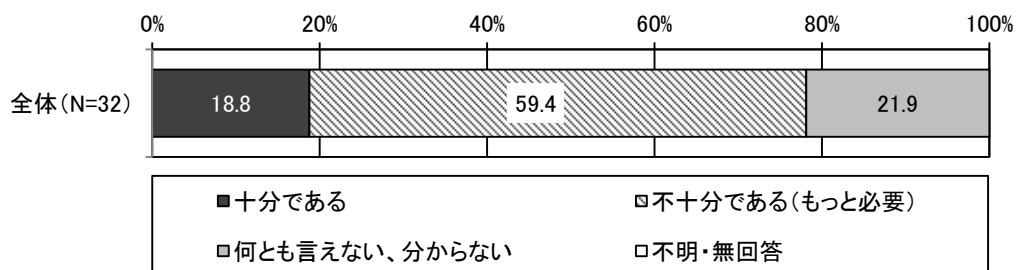
① 事業運営上の主な課題をお聞かせください。(当てはまるもの全てに○)

事業運営上の主な課題についてみると、「スタッフの確保」が75.0%と最も高く、次いで「経営効率の向上」が50.0%、「専門性・サービスの質の向上」「施設・設備面の老朽化、狭いこと」が40.6%と続いています。



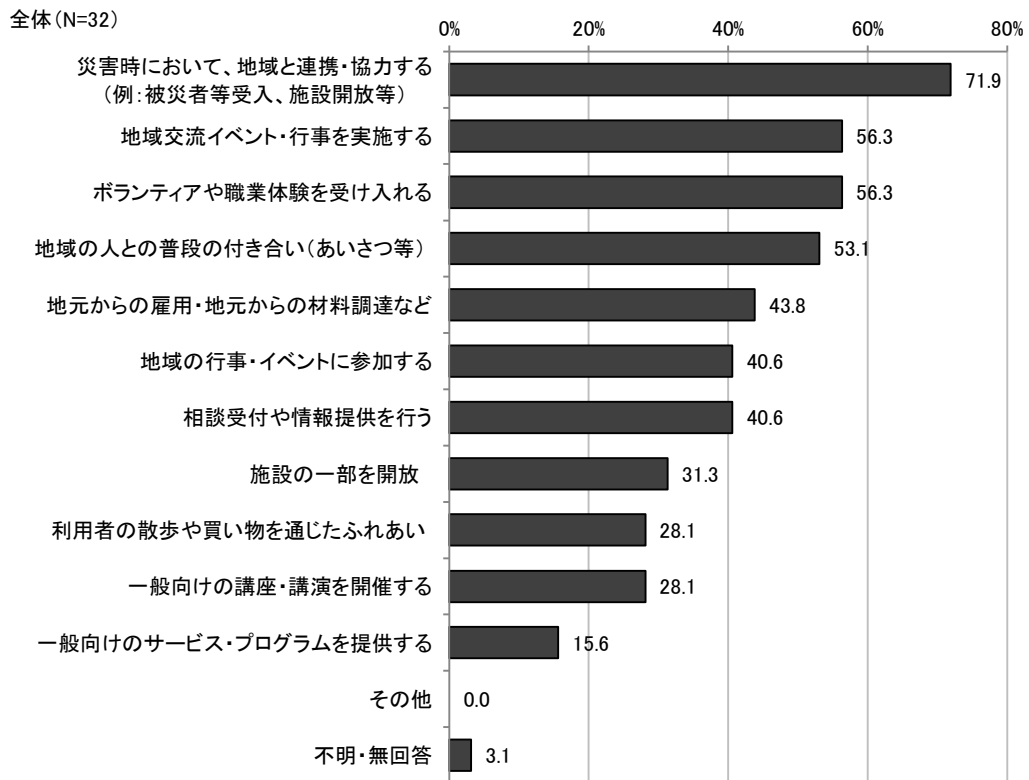
② 施設(事業所)と地域との交流・連携は、十分だと思いますか。(1つに○)

施設(事業所)と地域との交流・連携についてみると、「不十分である(もっと必要)」が59.4%と最も高く、次いで「何とも言えない、分からない」が21.9%、「十分である」が18.8%と続いています。



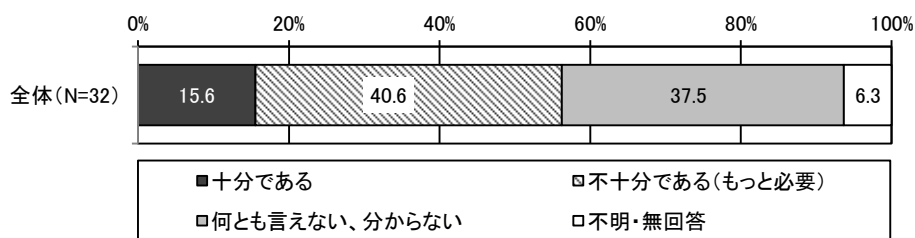
③ 地域福祉の推進や地域づくりを目的として、今後力を入れたいと考えている事業、活動は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

今後力を入れたい事業、活動についてみると、「災害時において、地域と連携・協力する（例：被災者等受入、施設開放等）」が71.9%と最も高く、次いで「地域交流イベント・行事を実施する」「ボランティアや職業体験を受け入れる」が56.3%と続いています。



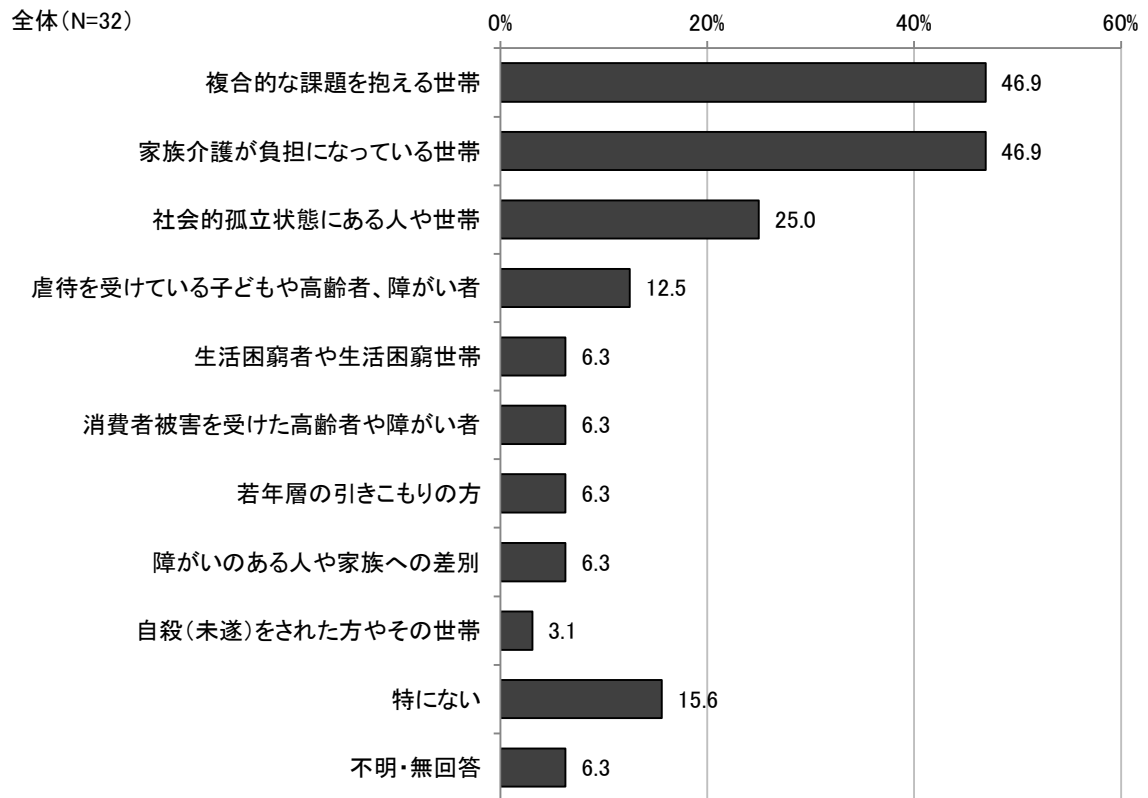
④ 事業所内だけでは解決できない問題(社会的・複合的な問題、家族の問題等)の解決について、困難ケースの解決体制は現状で十分だと思いますか。

困難ケースの解決体制についてみると、「不十分である(もっと必要)」が40.6%と最も高く、次いで「何とも言えない、分からない」が37.5%、「十分である」が15.6%と続いています。



⑤ 貴事業所が活動する中で、以下の方々に関する相談を受けたり、対応されたことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

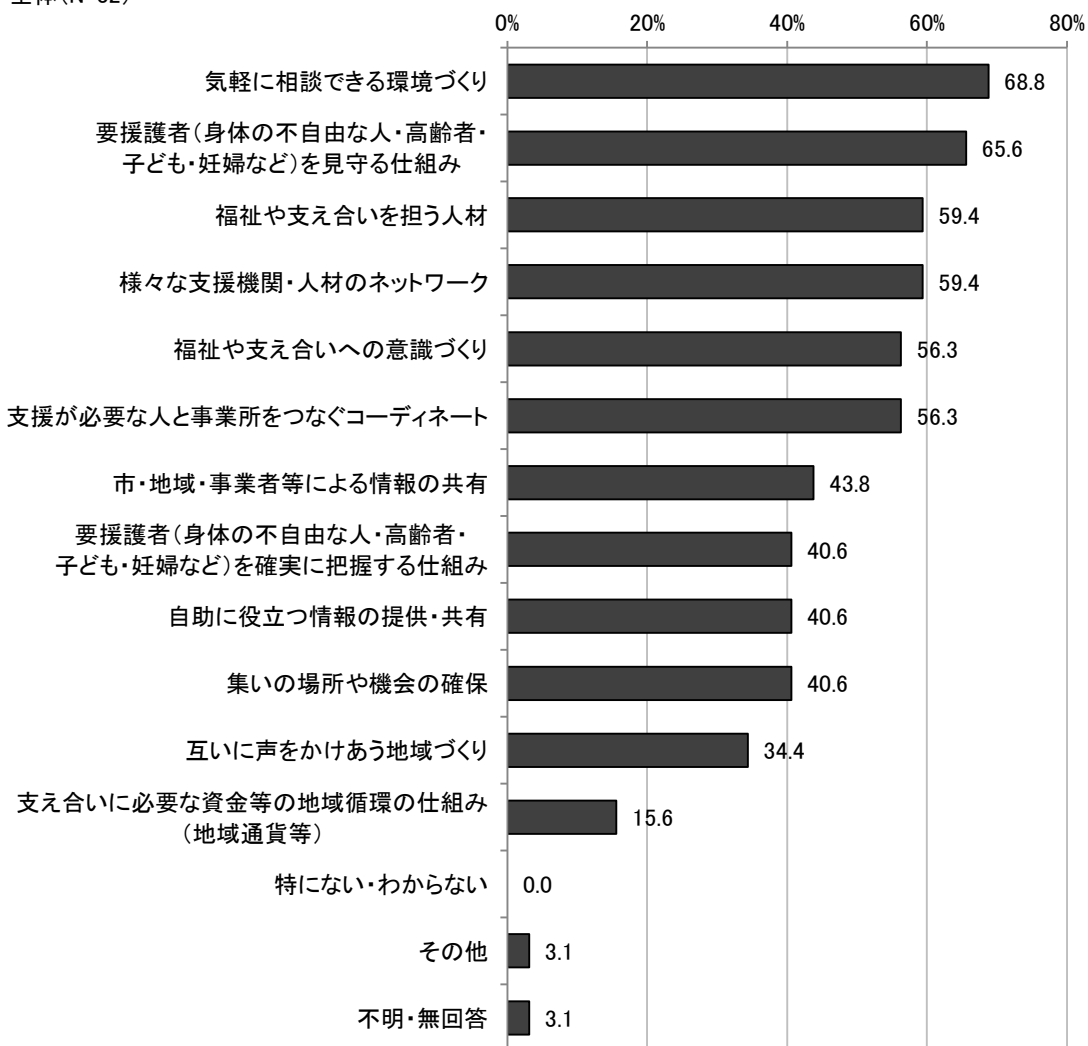
相談を受けたり、対応されたことのある方々についてみると、「複合的な課題を抱える世帯」「家族介護が負担になっている世帯」が 46.9%と最も高く、次いで、「社会的孤立状態にある人や世帯」が 25.0%と続いています。



⑥ 貴事業所が活動する中で、地域の中で特に必要だと思うことは何ですか。(当てはまるもの全てに○)

地域の中で特に必要だと思うことについてみると、「気軽に相談できる環境づくり」が68.8%と最も高く、次いで「要援護者（身体の不自由な人・高齢者・子ども・妊婦など）を見守る仕組み」が65.6%、「福祉や支え合いを担う人材」「様々な支援機関・人材のネットワーク」が59.4%と続いています。

全体(N=32)



(3)ふくし座談会での主な御意見と課題

市民、地域や活動団体等からの参加により開催したふくし座談会では、地域で暮らす具体的な人や世帯等のケースを設定し、課題、できることや今後必要なことについて意見交換を行いました。地域の中で誰一人取り残さないために、次のような課題の解決が求められています。

1 近所とのつながり不足、地域コミュニティ機能の低下、孤立・孤独状態の改善

支援を必要とする人や世帯の中には、隣近所や地域とのつながり不足により孤立・孤独となっているケースや、人口減少・少子高齢化、個人の価値観の変化やコロナ禍等により地域におけるコミュニティ機能の低下がみられ、困っている人や世帯の支援が難しくなっています。

隣近所等、身近な人同士で挨拶をしたり話相手になる等、普段からの関係づくりが大切です。また、地域の清掃、避難訓練、サロンや趣味の活動等、交流しやすい活動への参加を促すことで、助け合い、支え合える関係づくりを行うことが必要です。さらに、世帯や地域での解決が難しい課題は、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員やその他専門機関など適切な支援につなぐネットワークの構築が重要です。

2 困りごと、悩みごとに対する相談・支援体制の充実

家族関係や地域のつながりの希薄化が進んでいることなどにより、困ったとき、悩みを抱えたときに相談することができず、課題がより深刻化してしまう心配があります。また、支援を必要とする人に適切な情報が届いていなかったり、本人が周りに相談したり、助けを求めたりする意識が薄いことも考えられます。

日ごろから気軽に相談できる関係づくりや、公的な支援やサービス・制度に関する情報の発信・共有を図ることが必要です。また、必要に応じて、相談を待つのではなく支援者が積極的に出向くような支援（アウトリーチ）や、困ったときには誰かに頼っても良いという「支えられる側」の意識づくりも必要です。

3 複雑化・複合化した課題への対応

地域の中で困難を抱える人や世帯は多様化しており、その課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間にある人や世帯もあり、高齢者福祉や障がい福祉、子育て支援、生活困窮者対策など分野別の支援だけでなく、その人や世帯全体の課題を解決することが必要です。

地域や学校、事業者等が情報を共有し、連携を図るなど、支援者側のネットワークを構築することで、支援を必要とする人や世帯の状況を把握し、本人や家族の希望に沿った適切な支援につなげることが必要です。

4 多様性を認め合う地域の意識づくり

地域には様々な人が暮らしており、生活の状況や価値観も様々です。誰もが互いに尊重し合い、認め合うことができる地域づくりが求められます。

互いの理解を深めるための交流機会の確保や子どもを通じた地域とのつながりづくり、趣味や特技を生かした居場所づくりや地域における役割の創出等、地域全体で多様性を認め合う意識づくりが必要です。

5 暮らしの基盤の確保

市内では移動手段が限られており、自動車がないと生活の利便性が低下する現状ですが、高齢者ドライバーによる交通事故も懸念されます。特にひとり暮らし高齢者等が生活するためには、通院や買い物手段の確保が重要です。

運転免許証の返納促進と同時に、代替となる移動や買い物手段として、乗合タクシーまいちゃん号や移動販売、ネット通販の活用や今後普及していくと想定される自動運転等の新たな技術を生かした利便性の向上も必要です。

また、ベビーカー、車いすやシニアカー等、様々な人が移動しやすくなるよう段差の解消等の歩行空間の改善や、公園や公共施設のバリアフリー化の推進が必要です。

4 米原市の強みと解決したい課題のまとめ

これまでの取組、統計資料、各種調査やふくし座談会等から、米原市における福祉のまちづくりに向けた強みと課題をまとめました。

ここで明らかになった強みや課題については、施策の具体的な取組の中で展開していきます。

(1)人とのつながり

《強み》

- 生活支援コーディネーター（CSW）が自治会単位に、居場所づくりや訪問活動、生活支援や活動支援を行うことで、自治会エリアにおけるつながりや住民福祉活動が活発である。
- お茶の間活動やサロン活動等の高齢者の居場所、子育てサークルやボランティアグループ等、地域においてつながる様々な機会がある。
- 旧来からの集落も多く、集落内の近所付き合いも残っている。
- 身近な地域だけでなく農業や企業などと共に進める事業や居場所づくりの取組を行っている。
- 人権や福祉に関する各種講座、研修機会の確保や、小中学生を対象とした福祉体験活動・手話体験学習等、幅広い学習の場を提供している。
- 市民アンケート調査から「住んでいる地域に愛着を感じている人」が8割以上いる。

《課題》

- コロナ禍を通じ、地域における参加・交流機会の減少に伴い、地域に対する認識や近所付き合い等市民の意識や生活が変化し、これまで以上に地域のつながりの希薄化が進行している。
- オンラインによる会議出席や交流、SNSを通じた相談や情報交換等、誰もが参加・参画しやすい新しいつながり方の検討が必要である。
- 自治会単位でのつながり意識や住民福祉活動が活発な一方で、これからの人口減少社会を考えると小中学校区など自治会エリアを超える範囲での組織・団体の活動も必要である。

(2)地域福祉を支える担い手

《強み》

- 自治会単位において、福祉協力員等の設置やお茶の間事業におけるご近所元気にくらし隊員の活動等、市民参加による福祉に関する取組が活発である。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会や福祉事業者等による連携体制がある。
- 子どもや環境等をテーマに、自治会単位を超えた範囲で福祉につながる取組を行う市民活動団体がある。
- NPO や地域課題に取り組むボランティアグループ等による活動が広がっている。

《課題》

- 人口減少、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により地域コミュニティにおける助け合い、支え合い活動や団体活動等に参加する人が減少している。
- すでに活動をしている人への役割や負担が集中している。
- 福祉事業所や保育施設等の専門機関における人材が不足している。

(3)暮らしの困りごと

《強み》

- 地域支え合いセンターやボランティアセンターで、支援ニーズとボランティアや企業のマッチングにより困りごとに対応している。
- 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター（CSW）等による地域の困りごとを受けとめる体制がある。
- 福祉懇談会や見守りネットワーク会議等へ自治会役員のほか、福祉協力員や事業者等が参加している。
- 重層的支援体制の構築による多機関の協働や庁内連携がある。
- 社会福祉協議会が受託している権利擁護センターで成年後見制度の中核機関の一部を担うとともに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）・法人後見事業を一体的に実施している。
- 民生委員・児童委員、地域包括支援センターと生活支援コーディネーター（CSW）が情報共有する仕組みがある。

《課題》

- ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、知的障がいおよび精神障がいのある人や生活困窮者など支援を必要とする人や世帯が多様化している。
- 子どもの貧困問題、子どもや高齢者等に対する虐待等、コロナ禍の影響も含む地域課題が複雑化・複合化している。
- ひとり暮らし世帯やひとり親家庭の増加、家族の関係性の変化等により、地域の中で孤立・孤独状態にある人が増加し、ひきこもり、ヤングケアラーや外国人住民等の公的支援や地域とのつながりが築きにくい人が増加している。
- 見守り、相談体制の充実や成年後見制度をはじめとする権利擁護制度や福祉サービスの利用、アウトリーチによる支援も含めた働きかけが必要である。
- 様々な公的な支援やサービス、事業者など地域資源の活用、地域のつながりによる助け合い、支え合いの力等、包括的、重層的な支援体制の強化が必要である。
- 身寄りのない人が安心して適切な医療、サービスを受けられる支援体制が必要である。

(4)暮らしの安心・安全

《強み》

- 災害時には支援に協力していく機運が高い。
- 生活支援コーディネーター（CSW）の自治会単位への支援による、福祉事業者も交えた市民の主体的な災害時避難支援体制構築と避難訓練を実施している。
- 避難行動要支援者本人も参加した避難訓練等を実施している。
- 災害ボランティアセンター設置・運営のためのマニュアルの作成と訓練を実施している。
- 警察による高齢者の集まりを対象とした出前型の詐欺被害防止に関する啓発を実施している。
- スクールガードによる子どもの登下校時の見守りを実施している。
- 地域包括支援センターと生活支援コーディネーター（CSW）の連携により、個別の困りごとの対応と近隣等への協力支援体制づくりを実施している。

《課題》

- 災害や感染症等が懸念される中で、安全・安心確保への必要性が更に高まっている。
- 避難行動要支援者への災害時支援や、高齢者の移動手段を確保する必要がある。
- いざというときに備えた助け合い、支え合いの関係づくり、安全・安心な生活を継続するための制度の活用や支援の仕組みづくりが必要である。
- 意思決定が困難な高齢者等が特殊詐欺等の被害に遭わないよう、権利擁護に関する支援体制の更なる強化と併せて市民の意識醸成が必要である。

第3章 福祉のまちづくりの考え方

1 基本理念

**自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら
～ゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして～**

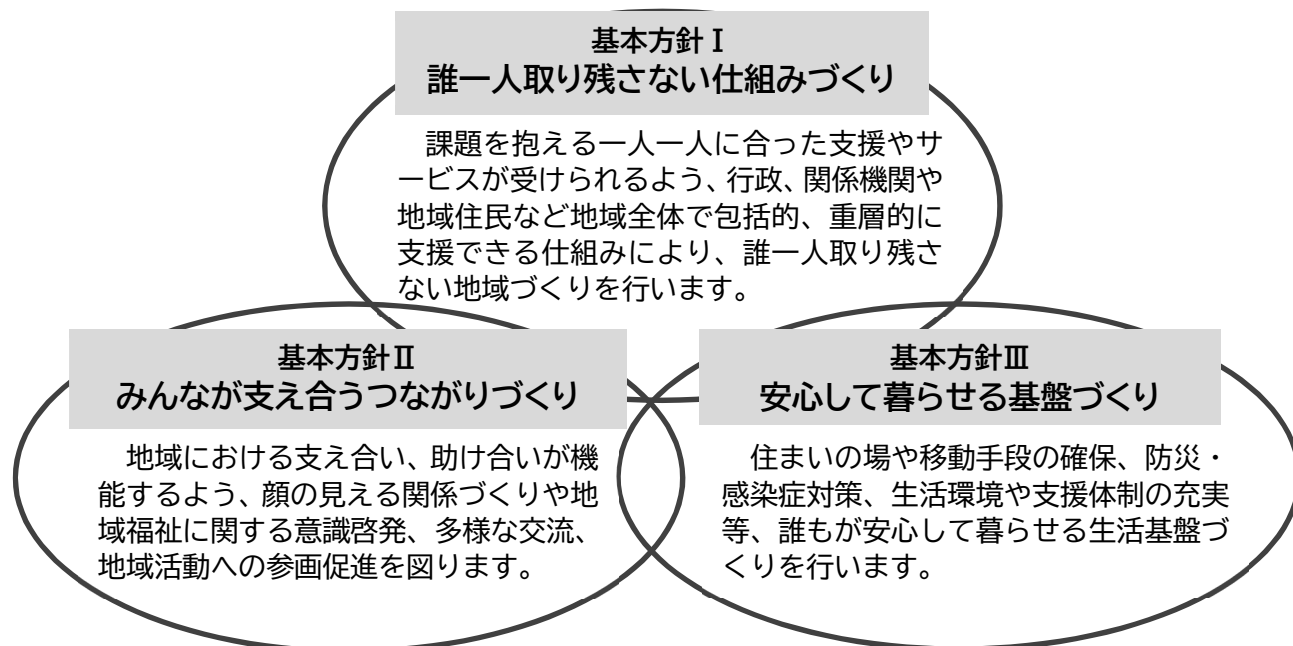
「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」では「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～みんなで作る つながりと支え合いのある まちをめざして～」を基本理念に掲げて地域づくりを進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人とのつながりが制限される中で、地域における「つながり」や「支え合い」の大切さが再認識されています。また、多様性が認められる社会、誰一人取り残さない社会が求められており、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進行する中でも、一人一人が地域課題を自分事として捉え、みんなで解決に向けて取り組んでいくまちづくりが求められています。

こうしたことから、第2次計画の考え方を継承しながら地域課題に対応するため、本計画では「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～ゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして～」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向けた取組を展開していきます。

2 基本方針

地域課題の解決と基本理念の実現に向け、第3次計画においては次の3つの分野横断的な基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。



3 施策体系

《基本理念》

自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら
くゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして

《基本方針》

《取組の方向》

基本方針Ⅰ
誰一人
取り残さない
仕組みづくり

- 1 相談しやすい環境を整えます
- 2 支援がつながる仕組みをつくります
- 3 みんなが活躍できる機会をつくります

基本方針Ⅱ
みんなが支え合う
つながりづくり

- 4 福祉のこころを育みます
- 5 人と人がつながり、
支え合う機会を広げます

基本方針Ⅲ
安心して暮らせる
基盤づくり

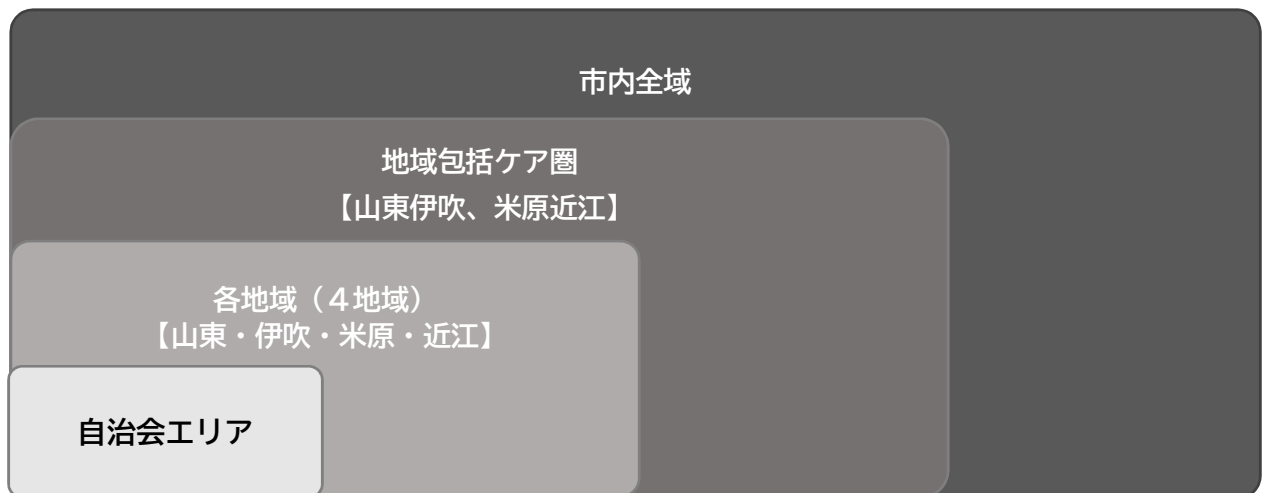
- 6 福祉人材の確保に取り組みます
- 7 暮らしの安心を確保します
- 8 災害に強いまちをつくります

4 地域福祉の展開方法

(1) 地域福祉活動を進めるための圏域の考え方

本市において福祉に関する活動や事業を進めていくための圏域（範囲）のイメージは、次のとおりです。地域の活動者や専門機関の取組を充実しながら、それぞれがつながり支え合うことで、誰一人取り残さない地域づくりにつなげます。

■圏域のイメージ



■主な地域の活動者や専門機関

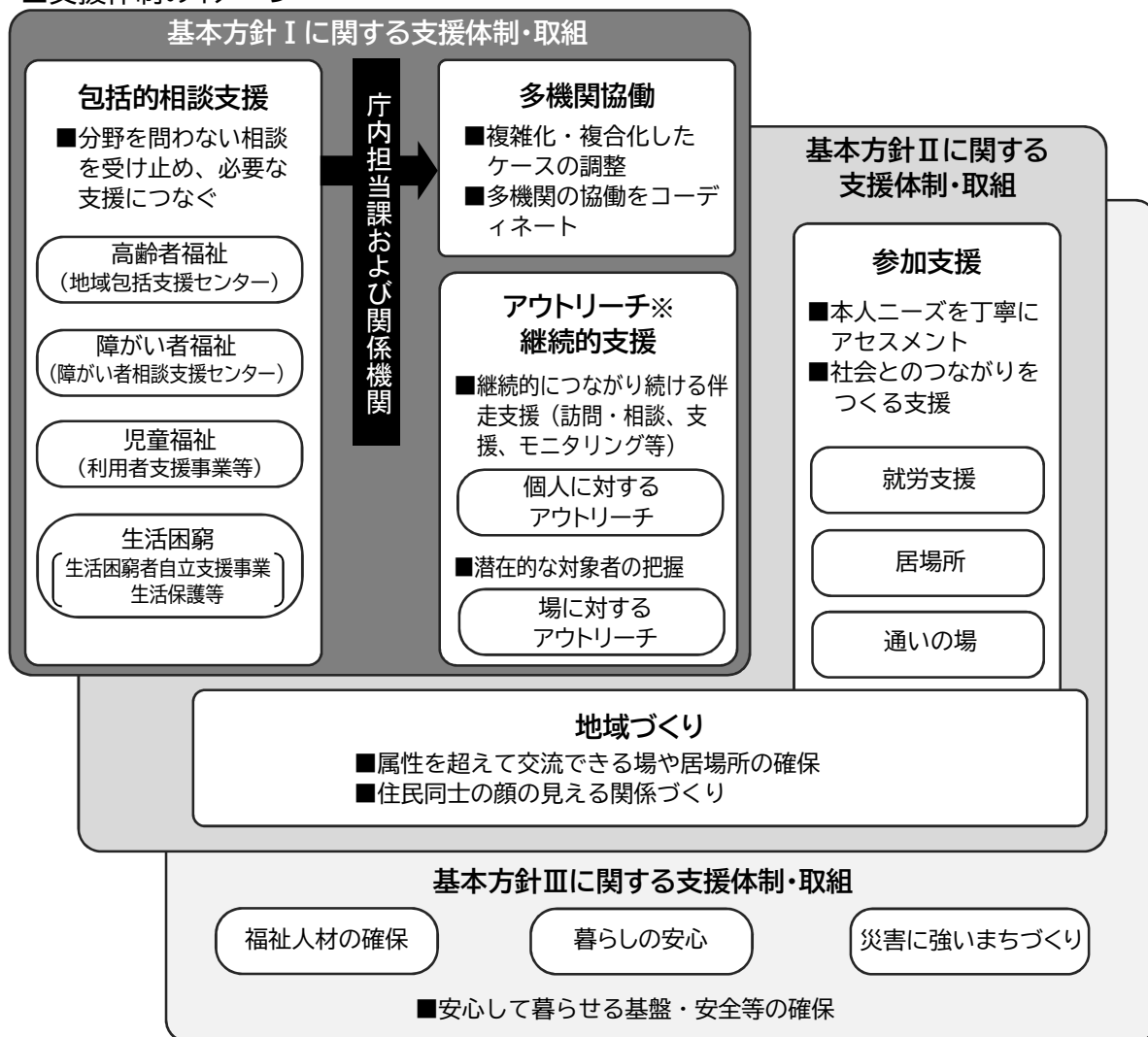
自治会エリア	各地域（4地域）	地域包括ケア圏	市内全域
<ul style="list-style-type: none"> ○自治会 ○福祉活動団体 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ ・子ども会 ・赤十字奉仕団 ・お茶の間団体 ・サロン等 ○消防、自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○福祉協力員・健康推進員等 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校 ・小学校 ・幼稚園 ・認定こども園 ・保育所 ○地域福祉センター ○地域子育て支援センター ○学びあいステーション ○生活支援コーディネーター（CSW） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○在宅医療支援拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアセンターいぶき ・ふくしあ <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・こども家庭センター ・発達支援センター ○社会福祉協議会等の社会福祉法人 ○介護・福祉サービス事業所 ○警察、消防、医療機関 ○商工会、企業 ○障がい者相談支援事業所 ○権利擁護センター ○ボランティアセンター ○地域支え合いセンター ○ボランティア・NPO 活動団体、福祉活動団体、当事者団体 <p style="text-align: right;">等</p>

(2)地域福祉に関する課題解決に向けた支援体制

複雑化・複合化する地域課題を解決するため、市における庁内連携と併せ、社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉事業者やその他関係団体など多機関協働による重層的支援体制を構築していきます。

本計画の「基本方針Ⅰ 誰一人取り残さない仕組みづくり」において、高齢者・障がい者・子どもなどといった属性を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐための相談支援、課題解決に向けた多機関協働による調整や支援の対象者である個人や場所とつながるためのアウトリーチに関する取組を展開します。「基本方針Ⅱ みんなが支え合うつながりづくり」において、属性を超えて交流できる場の確保、住民同士の顔の見える関係づくりを行う地域づくり、就労、居場所や通いの場等、社会とのつながりをつくる取組を展開します。「基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり」において、福祉サービスや権利擁護等の制度施策の基盤整備のほか、福祉人材の確保や防災体制など安心して暮らせる基盤・安全等確保に関する取組を展開します。

■支援体制のイメージ



※アウトリーチ・・・相談を待つのではなく支援者が積極的に出向く支援

第4章 施策の具体的な取組

基本方針Ⅰ 誰一人取り残さない仕組みづくり

取組の方向1 相談しやすい環境を整えます

《めざすまちの姿》

誰もが不安や悩みを相談できる環境があり、適切な支援やサービスにつながるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 支援機関の連携による包括的な相談支援体制の構築
- 虐待やヤングケアラー等に関する通報や相談がしやすい環境づくり
- アウトリーチによる支援ニーズの適切な把握や迅速に対応できる体制づくり
- 成年後見制度等の権利擁護を必要とする人に対する制度の周知や利用の働きかけ
- 生活困窮者の早期把握と就労支援などの早期対応

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none">■市が持つ情報発信媒体を地域づくりや支援に関わる活動に共有・活用していきます。■市民が気軽に相談できる窓口を設置し、周知・啓発するとともに、オンライン相談やアウトリーチによる相談等、相談支援の充実を図ります。■包括的な相談支援体制を構築するため、各相談支援機関の充実を図ります。■様々な相談や外国語、手話、筆記や筆談等の多言語への対応等、職員の相談スキルの向上や関係機関とのネットワークを構築し、情報交換や連携を強化します。■民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備や活動支援を行います。■財産管理や福祉サービスの利用等について、自分で決めることに不安や心配がある人に支援が届くよう、権利擁護の中核機関を設置し、周知・啓発を行います。■虐待に関する相談窓口を設置し、周知することで、虐待の早期発見・早期対応、虐待者や被虐待者の支援等につながるよう、関係機関・団体、地域との連携強化に努めます。
---	--

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■支援を求めることが難しい方に、継続的に働きかけ、困ったときには相談できる関係づくりを進めます。(アウトリーチ等継続的支援) ■当事者の会やグループ・サークル活動の中から、困りごとを抱えている人を必要な支援につなぎます。 ■対面や電話だけでなく、メールや SNS 等困りごとを抱えている人の状況に合わせた相談の方法を設けます。 ■チラシ、広報、ホームページや SNS 等、あらゆる人に伝わる方法により、相談窓口を周知します。 ■生活支援コーディネーター (CSW) を配置し、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携しながら困りごと相談・地域活動の相談に一体的に対応します。また、支援を求めることが難しい人の把握や働きかけを行います。 ■成年後見制度など権利擁護に関する相談窓口の充実と情報発信を強化します。
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■不安や悩み等困りごとがあれば抱え込まずに相談します。 ■虐待や DV 等、自分自身や周りの人の権利が侵害されたり、その疑いがあると気づいたときは、市、警察や児童相談所等に連絡します。 ■近隣や職場等で心配ごとや困りごとを把握したときは、相談窓口を紹介したり、支援機関につないだりします。

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- 健康まいばらんず計画

取組の方向2 支援がつながる仕組みをつくります

《めざすまちの姿》

行政、地域、事業者や関係機関等の多様な連携により、地域課題が解決できるまちをめざします。

《解決すべき課題》

■複雑化・複合化する地域課題に対し、協議体などを通じた情報共有、話し合いからの具体的な対応

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■複雑化・複合化したケースにおける支援を通して見えてきた課題や地域の生活課題を共有し、必要な制度やサービス開発に向けた部署横断的な協議の場を設置します。 ■民生委員・児童委員への支援や情報提供を積極的に行います。 ■保健・医療福祉が連携した地域包括ケアシステムを推進し、在宅医療連携拠点施設の維持に努めます。 ■各地域福祉センターに生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、地域のボランティア・関係者との連絡・連携や、困りごとを抱える人の相談に対応します。 ■犯罪加害者の立ち直り支援の充実に向け、地域生活定着支援センター等との連携による支援体制を構築します。 ■権利擁護の中核機関を設置し、地域連携ネットワークを構築します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域で開催される見守りネットワーク会議の開催をサポートし、専門機関の支援が必要な場合は、専門機関につながります。 ■市民、事業者や支援機関など多様な参加を得ながら、地域課題に応じた話し合いの場を開催します。 ■支援機関の更なる相互理解と支援を必要とする人の状況に応じて、支援機関などが連携して支援するチーム支援を進めるための担当者連絡会議や研修会等を開催します。 ■複雑化・複合化した支援課題等に対して、関係機関の情報共有の場をつくります。また、複雑化・複合化したケースごとに形成された支援チーム自らが対応できるよう、会議のサポートや研修を実施します。 ■複雑化・複合化した支援課題等に対して、専門職等から意見や助言を得られる場をつくります。 ■本人本位・意思決定支援を中心に据えた権利擁護に関する支援体制を構築するための協議体を設置・運営します。 ■複雑化・複合化したケースにおける支援を通して見えてきた課題や地域の

	<p>生活課題を共有し、必要な制度やサービス開発に向けた部署横断的な協議の場を運営します。</p> <p>■社会福祉法人等が集い、充足されないニーズの共有と、課題の解決に向けた取組を協議する機会を設けます。</p> <p>■地域の福祉活動者や福祉事業者等へ支え合い活動、各種サービスや相談窓口等をまとめた社会資源台帳の配布を行い、支援者間の情報共有とネットワーク化を図ります。</p>
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<p>■身近な地域の支え合い活動では支えきれない地域の困りごとは、生活支援コーディネーター（CSW）や地域包括支援センターにつなげます。</p> <p>■各種支援や福祉サービスを必要とする市民は、福祉事業者や地域住民に対して、必要な範囲で情報を提供します。</p> <p>■市民や福祉事業者は、利用者の同意を得た上で開催された、情報や支援方法を共有する会議（見守りネットワーク会議やケース会議）に出席します。</p>

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- 健康まいばらんす計画

取組の方向3 みんなが活躍できる機会をつくります

《めざすまちの姿》

誰もが自分らしく、人とつながり、活躍できるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、支援機関の連携による包括的な相談支援体制の構築や、協議体等を通じた情報共有、話し合いからの具体的な対応

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■女性、若者、高齢者や就労に困難を抱える人等の自立支援のため、関係機関・団体との連携の下、就労支援や企業支援等、働きやすい環境づくりを推進します。 ■高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、福祉サービスや相談支援体制等の充実を図ります。 ■経済的・社会的に自立して生活することが困難な人が、安心して生活し続けられるよう、一人一人の状況に合わせた支援を行います。 ■ひきこもりやニート等の本人やその家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。 ■福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、福祉事業者等に対してサービス内容や評価の開示等を働きかけます。 ■国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や交流促進等に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■生活リズムを整えたり、就労に向けた体験の提供等、社会とつながるためのステップの場をその人の状況に合わせて提供します。 ■身近な地域での居場所の運営者や社会福祉法人とも連携しながら、就労に向けた支援や社会参加の機会を広げます。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域、当事者グループや事業所・社会福祉法人等は、配慮や支援を必要とする人が人とつながり落ち着いて過ごせる場所を提供します。 ■社会福祉法人は、就労や社会参加に特に配慮が必要な方を受け入れ、地域社会への参加へ共に寄り添います。 ■自分らしい暮らしの実現、地域の一員として参加・活躍できるよう、福祉サービスやその他制度を有効に利用・活用します。 ■市民は、ボランティア活動や地域における福祉活動のほか、市民後見人等の権利擁護に係る支援活動を通じて、誰もが地域の一員として暮らせる福祉のまちづくり活動に参加・協力します。

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- 健康まいばらんず計画

基本方針Ⅱ みんなが支え合うつながりづくり

取組の方向4 福祉のこころを育みます

《めざすまちの姿》

誰もが福祉について学んだり、体験する機会に参加することで、違いを認め合い支え合うことができるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 子どもから大人まで、人権や福祉等に関する学びや体験の場の確保を通じた、地域全体のつながる意識づくり
- 再犯防止に向けた対象者の主体性を尊重した支援のための、地域における理解の促進

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■オンラインや動画等、デジタル活用を含め、継続した福祉意識向上のため研修・講座等、学びの場を提供します。 ■福祉学習の充実、手話に触れる機会や学ぶ機会の確保に努めます。 ■米原市人権施策基本方針に基づき、人権施策の充実を図り、人権尊重や男女共同参画、多文化共生のまちづくりを推進します。 ■様々な人権学習方法の提案に努めるとともに、地域の人権課題に合ったテーマに基づき、継続的に人権講座・人権研修会を開催します。 ■誰もが社会参加しやすい環境づくりのため合理的配慮を行います。 ■非行防止と罪を犯した人の更生について、市民の理解を深めるため、啓発を図ります。 ■保護司会や更生保護女性会が行う事業の支援や、情報共有による連携強化を図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■広報紙・ホームページ・SNS等あらゆる手段で情報発信し、各種講座開催の周知等、学びの機会への参加を呼びかけます。 ■市民や福祉事業者に対して、当事者の声を聴く機会等の学びのプログラムへの参画を呼びかけます。 ■自治会、企業や団体・グループ等に、福祉懇談会や出前講座の開催等、あらゆる機会での学習できるプログラムを提供します。 ■学校との連携を図りながら事前・事後学習も含めた福祉学習を実施します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域において世代を超えた学びの場をつくり、参加します。 ■事業所や社会福祉法人等は、職場で学びの場をつくり、参加します。 ■市民や福祉事業者は、当事者の声を聴く機会等の学びのプログラムに参加・協力し、共に学び合います。 ■社会福祉法人等は、市の出前講座への登録や小中学校等で行われる福祉講座を提供します。

《関連する計画》

- 米原市人権施策基本方針

取組の方向5 人と人がつながり、支え合う機会を広げます

《めざすまちの姿》

年齢、性別、障がいの有無や国籍等にかかわらず、多様な参加の仕方や交流の機会があり、地域のつながりが深いまちをめざします。

《解決すべき課題》

- コロナ禍を通じて減少したつながる機会について、新しいつながり方やつながるための効果的な情報提供等、回復・活性化のための取組
- 高齢化が進行する中、地域における担い手の減少や、特定の人への偏りがみられ、新たな関わり方を含めた担い手の確保
- ボランティア活動のすそ野を広げるため、地域で埋もれている人的資源の掘り起こしや、活動しやすい環境づくり

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域づくりや社会参加に関する福祉分野以外との施策との連携を図ります。 ■ 手話の啓発講座や各種イベント等を通じ、ろう者、盲者や言語障がいの人等への理解や手話、要約筆記や筆談等の普及に努め、多様なコミュニケーションに対応できる市民、職員を増やします。 ■ 自治会活動について、コロナ禍からの復活を後押しする支援を行います。 ■ 居場所づくりやサークル活動を継続して実施してもらえるための環境整備を行います。 ■ 世代や高齢者・障がい者・子どもなどといった属性を超えて交流できる場や居場所づくりを支援します。 ■ 市民活動の促進のため、ボランティア等の活動拠点として地域福祉センターを各地域に配置し、課題への相談対応や各種支援を行います。 ■ 活動を広げるため健康ポイント（ビワテクポイント）やボランティアポイント等、取組のきっかけや動機となる仕組みを取り入れた事業を実施します。 ■ 地域におけるまちづくり委員会の立ち上げに向けた人的支援や財政的支援等に取り組み、地域や市民のつながりづくりや活動を支援します。 ■ 子どもの体験活動の推進に取り組む団体等との連携や活動支援を通じ、子どもや保護者が地域や人と関わる機会をつくります。 ■ 保護者同士のつながりから自主的な子育てサークルに発展するよう、社会福祉協議会等と協力して子育てサークルの育成支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉分野を超えて、人と人、人と活動をつなぎます。 ■ 有償の市民活動やその人の趣味や興味・関心を、支え合い活動につなげます。 ■ SNS やデジタルを更に活用し、活動への参加呼びかけやつながりづくりを進めます。 ■ 生活支援コーディネーター（CSW）は、自治会単位の活動に対して、情報提

	<p>供や活動の相談支援を通じて、活動の推進を図ります。</p> <p>■支え合いセンターやボランティアセンターは、広域で展開される福祉活動や当事者団体への情報提供や活動相談支援を通じて、活動の推進を図ります。</p>
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<p>■地域の課題を考え、解決に向けて話し合う場を設けます。</p> <p>■あいさつや見守り等、身近でできることから始めます。</p> <p>■自治会等は、住民に地域活動への参加を積極的に呼びかけます。</p> <p>■近隣や自治会等の身近な地域での集まりや、興味や関心・仲間同士の集まり等、市民が交流・つながることができる場づくりに取り組みます。</p> <p>■スポーツや運動、趣味や地域活動などに積極的に参加し、人とつながる機会を広げます。</p> <p>■地域福祉センターを管理する法人は、市民や関係者と共にセンターの活用について協議し、福祉活動の場の提供や居場所の提供を行います。</p> <p>■社会福祉法人をはじめ、農業分野やその他の分野を含めた企業等は、ボランティア活動や生きがい就労等を受け入れる等、活躍できる機会を提供します。</p> <p>■企業や団体は、地域の一員として、地域活動やボランティアに参加します。</p> <p>■子育て中の市民や障がいのある市民が、伝える力や共感する力を発揮し、居場所やつながりづくりを進めます。</p>

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 健康まいばらんす計画
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原子ども・子育て支援事業計画
- 米原市スポーツ推進計画

基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり

取組の方向6 福祉人材の確保に取り組みます

《めざすまちの姿》

福祉サービスの担い手が確保され、必要とする人が支援やサービスを受けられる体制が整ったまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 支援を必要とする人が増加する中、介護保険サービスや障がい福祉サービス、保育サービスに従事する担い手の確保
- 福祉サービスや保育の人材確保につながるよう、マッチングの支援や、就職から就職後まで切れ目のない支援、働きやすい職場づくりに向けた業務効率化

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■市民後見人についての周知、啓発を行うとともに、県と連携しながら、市民後見人の養成を進めます。 ■就職フェアを開催します。 ■介護や保育等、福祉に関する専門職の育成・確保を図るため、各種研修や就職マッチングの支援等を行います。 ■県と連携し、事業者に対して、職員が働きやすい職場づくりに向けた働きかけや相談支援体制を強化します。 ■介護福祉士や保育士等、福祉人材の就職支援や、再就職支援の検討を進めます。 ■福祉事業者等における人材育成への支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の活動者や介護の仕事に関心がある人に対し、介護に関する研修を開催します。 ■福祉の専門職養成のため、大学や専門学校等の実習生を積極的に受け入れます。 ■社会福祉法人等が後見人を受任できるよう、研修会等を開催します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■市民は、福祉に関する資格や技術、経験を仕事や地域活動に生かします。 ■福祉や介護の研修や講習を受講し、地域の福祉力を高めます。 ■社会福祉法人等は、大学や専門学校等の実習生の受け入れ、介護職員初任者研修の開催や出前型講座の開催等、福祉の専門性を生かして、地域の福祉力を高めます。 ■社会福祉法人等は、法人として成年後見人を受任する等、福祉の専門性を地域に発揮します。 ■労働者人口が減少する中、米原市における各種サービスや支援を継続できるよう、介護や福祉の現場において ICT や介護ロボットを活用します。 ■福祉・介護事業者等は、働きやすい環境づくりに努めます。

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画

取組の方向7 暮らしの安心を確保します

《めざすまちの姿》

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 高齢化等により、移動に問題を抱える人の増加が見込まれる中で、多様な移動手段、買い物手段の確保
- バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にとっても分かりやすく使いやすい環境の整備の促進や、住宅に配慮を必要とする人の住まいの確保

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な利用者負担や市の財政負担に応じた、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの整備を進めます。 ■全ての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざし、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。 ■住宅セーフティネット制度の活用を促進します。 ■外国語や手話、要約筆記や筆談等、多様なコミュニケーション手段に対応できる基盤を整えます。 ■詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに対し、相談対応や啓発活動を引き続き実施します。 ■子ども達の登下校時の安全確保を図り、地域の連帯感を高めるため、あいさつ運動の推進やスクールガード等の地域の見守り活動を促進します。 ■デジタル技術を活用し、各種行政手続等、市民の利便性を向上させ、行政サービスの更なる向上につなげます。 ■地域包括支援センターは、ケアマネジャーと連携しながら、人生会議（アドバンスケアプランニング）の普及を促進します。 ■日常の買い物や通院等が困難な人の外出支援に取り組む団体に対して、活動支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく環境整備の充実のため、啓発活動や、市民による環境整備が進むよう取り組みます。 ■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施法人として後見人等を受任し、本人の意思を最大限尊重したその人らしい暮らしを支援します。 ■これからの暮らし方を、家族や関係者に伝える手段を確保し、普及します。 ■個別の支援から見えてくるサービスの狭間や福祉懇談会等からの地域課題を、市民・事業者・市等と分野横断的に共有し、施策やサービス開発を進めます。 ■経済的な困りごとに対して、一時的な資金の貸付けのほか、家計改善や就労に向けた支援を行います。 ■死後事務や入所の際の対応等、身寄りのない人の支援について協議する場

	を設けます。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく環境整備を進めます。 ■自分らしく暮らすため、必要に応じてサービスや制度を利用します。 ■ライフプランを自分自身で描き、その思いを家族や関係者に伝えます。 ■社会福祉法人等は、専門性を生かして、後見人を受任する等権利擁護に取り組みます。

《関連する計画》

- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市教育振興基本計画

取組の方向8 災害に強いまちをつくります

《めざすまちの姿》

平常時からの各主体の連携や訓練等の備えにより、避難行動等に協力して災害に対応できるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 災害や感染症等への対策として、地域における意識啓発や支援の仕組みづくり

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉センターゆめホールを災害ボランティアセンターの拠点として位置付け、災害に対する備えを進めます。 ■地域の防災訓練を促進します。 ■避難行動要支援者の把握および名簿の登録を呼びかけるとともに、避難支援プラン（個別計画）の策定に取り組みます。 ■米原市防災アプリの利用拡大を図ります。 ■市内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設に対し、災害時の利用に関する協定の締結を進めます。 ■平常時から要支援者支援の訓練等の実施を呼びかけます。 ■新たな感染症に機敏に対応し、適切に対処します。 ■災害時に必要となる資機材、移動手段等の事前整備を進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会が作成する個別避難計画と対象者に関わる支援機関の連携を進めます。 ■自治会等が行う防災対策や避難訓練等が効果的に行われるよう支援します。 ■災害発生時に効果的な生活支援が実施できるよう、災害ボランティアセンターを設置・運営します。 ■災害ボランティアセンターを効果的に運営できるよう、定期的に運営訓練を実施するとともに、市民の運営サポーターを養成します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■日頃から災害発生危険箇所や避難ルートを確認し、災害発生時に備えます。 ■避難支援を必要とする人は、自らの命を守るため、避難行動要支援者の登録をします。 ■自治会は、避難行動要支援者登録をされた方の個別の避難支援計画を策定します。 ■自治会等は、災害発生時に対応できるよう避難行動要支援者登録をされた方の参加を得た避難訓練等を実施します。 ■市民は、災害時の避難支援や災害ボランティアセンターの運営に協力します。 ■福祉事業者等は、避難支援を必要とする人に避難行動要支援者の登録を働きかけます。 ■福祉事業者等は、利用者の同意の下、災害発生時の避難に特に配慮が必要

	<p>な事項等を自治会等と共有します。</p> <p>■事業所は、災害発生時に避難場所や物資を提供します。特に福祉事業者は、要支援者の受入れに積極的に協力します。</p>
--	---

《関連する計画》

■米原市地域防災計画

第5章 計画の進め方

1 計画の広報・周知

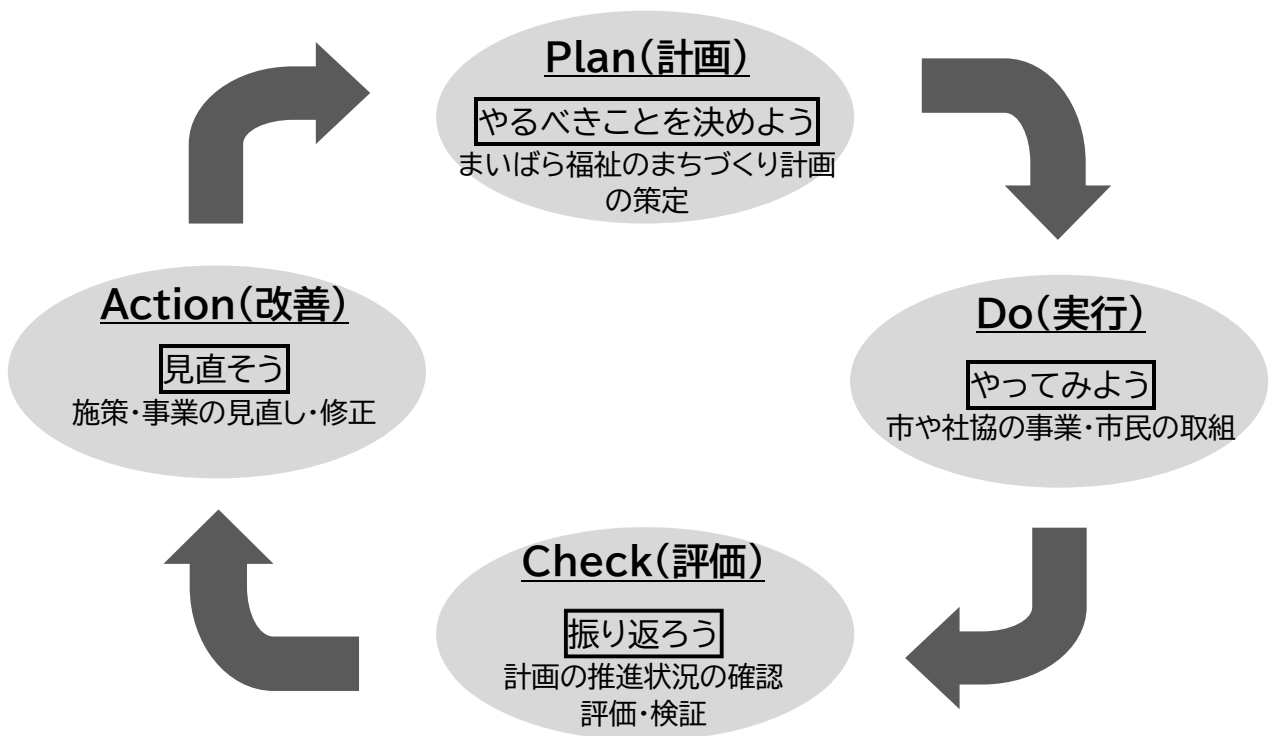
福祉のまちづくりは、市民、地域や事業者等と共に推進していくものであり、一人でも多くの人に理解、協力を求めていく必要があります。市民、地域、事業者や福祉事業者等が地域におけるつながりや支え合い、地域福祉に対する理解を深め、本計画の取組を実践、継続していけるよう、広報誌やウェブサイトのほか、地域における交流会、様々な地域活動や福祉活動等の機会を利用して計画内容の広報・周知に努めます。

2 計画の推進と進捗管理

この計画は、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、事業者や福祉事業者等、みんなで連携・協働しながら進めていく計画です。そのため、みんなが本市のめざすべき福祉のまちづくりの考え方を理解し、各地域や現場において主体的に計画を推進していくことが重要です。

計画の進捗管理については、市と社会福祉協議会において毎年度取組状況の確認を行うとともに、中間年における評価や、次期計画に向けた見直し等については、PDCAサイクルに基づき、市民・福祉事業者等による米原市地域福祉推進会議、市や社会福祉協議会による横断的な連携・推進体制等を中心に、みんなで福祉のまちづくりを進めていきます。

■計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ



第2部 関連計画および資料編

1 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の概要

- 地域における支え合い機能の脆弱化や担い手不足が進む中、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域コミュニティの再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実現する「重層的支援体制整備事業」の実施が必要となっています。
- この事業を通じ、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、一人一人が生きがいや地域の中での役割をもち、互いを尊重しながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。
- 重層的支援体制整備事業実施計画は、この事業を実施するに当たり、実施体制や具体的な取組について定めるものです

2 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

3 現状と課題

米原市においては、平成29年度（2017年度）から重層的支援体制整備事業のモデル事業を実施し、先駆的に取組を進めてきました。その中で、8050問題、ひきこもりをはじめ、地域において複雑化・複合化した課題を抱えるケースへの対応を積み重ねてきました。それらを通じて、今までのサービスや制度では支えきれなかった支援を必要とする方が、サービスや地域の活動につながることで、その方の生活が変化し、暮らしの安定が見られるようになってきました。また、チーム支援の重要性や地域とのつながりの意識が支援者の中に浸透してきました。

一方で、このような支援を通じて、制度の狭間や隙間も見えてきました。また、地域課題と地域づくりの連動が求められる中で、福祉分野を超えた庁内外の連携の強化と新たな社会資源づくりが求められています。

4 基本的な考え方

- 本事業は、高齢者・障がい者・子どもなどの属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、既存の介護、障がい、子育て、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、市全体で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。
- 重層的支援体制整備事業の展開は、第3次まいばら福祉のまちづくり計画がめざす方向性と同一線上にあるため、重層的支援体制整備事業の基本方針は、第3次まいばら福祉のま

ちづくり計画の基本方針と共有します。

基本方針Ⅰ 誰一人取り残さない仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどといった属性を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐための相談支援や、課題解決に向けた多機関協働による調整、支援の対象者である個人や場所とつながるためのアウトリーチに関する取組を展開する。

基本方針Ⅱ みんなが支え合うつながりづくり

属性を超えて交流できる場の確保、住民同士の顔の見える関係づくりを行う地域づくりや、就労や居場所、通いの場など、社会とのつながりをつくる参加支援に関する取組を展開する。

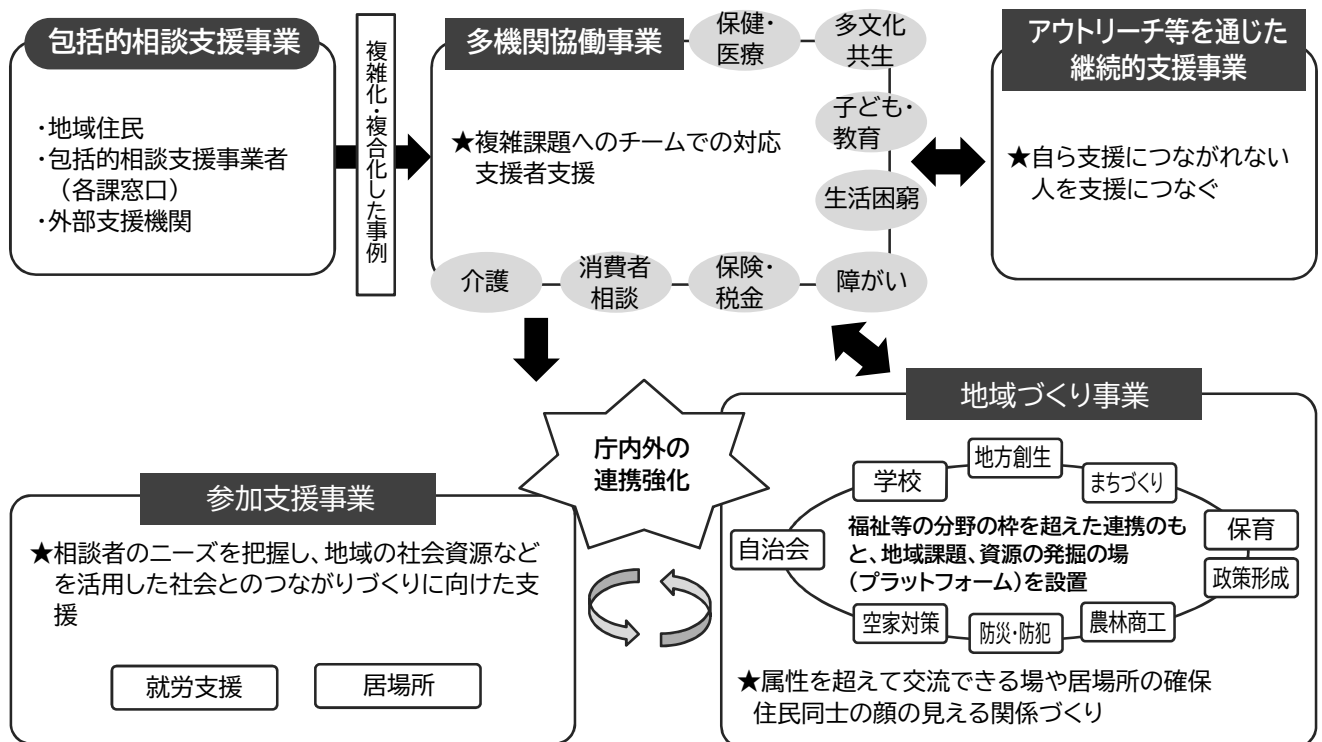
基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり

福祉サービスや権利擁護等の制度施策の基盤整備のほか、福祉人材の確保や防災体制など安心して暮らせる基盤・安全等確保に関する取組を展開する。

5 重層的支援体制整備事業の流れ

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりの各事業が重なり合いながら、相談者に寄り添い、伴走する包括的な支援体制を構築します。

■重層的支援体制整備事業イメージ図



6 主な取組

事業	内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■各分野における相談支援を一体的に実施し、相談者の属性(介護、障がい、子ども等)を問わずに受け止め、連携・協働しながら支援につなげます。多様化・複雑化した課題に対しては多機関協働事業につなぐなど柔軟に対応します。 ■相談支援機関は、属性や世代を問わず、相談者の困りごとを受け止めます。 ■受け止めた相談は、速やかに相談機関につなぐとともに、相談機関は、支援機関同士が支援の方向性を共有し、連携・協働しながら支援します。 ■複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業と連携・協働しながら支援に取り組みます。
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ■重層的支援体制整備事業の中核を担い、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、関係する支援機関が情報や支援の方向性を共有し、役割分担や支援プランの作成を通じて、チーム支援が形成されるよう支援します。(重層的支援会議) ■成年後見制度利用促進計画において求められる地域連携ネットワークと多機関協働事業を一体的に運営します。 ■福祉分野に限らず、介護・教育・住まい・就労等生活全体に関係する機関が連携・協働する体制を構築します。 ■引きこもり支援、孤立・孤独や身寄りのない人の死後事務のほか、関係機関の支援を通じて見えてきた地域課題に対して、新たな制度や仕組みづくりなど社会資源開発を進めます。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■各種会議、支援関係者や地域活動との連携を通じて、地域の活動状況等に係る情報を幅広く収集し、潜在的な相談者を見つけます。 ■自ら支援につながる人が難しい人に対して家庭訪問、面談および同行支援ならびに電話およびメール等による働きかけを行います。
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の社会参加に向けた支援では対応できない人に対して、個人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくりを行います。 ■居場所など参加に向けた支援等、社会とのつながり構築に向けた支援を行います。 ■交流・参加の場や就労につないだ後も、その人が安定して暮らしが継続できるよう、ゆるやかな相談支援関係を継続するとともに、受入れ先との連携を継続します。
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域づくりに関係するこれまでの取組を生かしつつ、多様な交流や学びの場を生み出す活動を進めます。 ■交流や参加、学びの場など居場所の運営を支援します。 ■活動者同士の交流や地域の課題を共有する場を設定し、活動の活性化を図るとともに、福祉等の分野を超え、多種多様な活動とつながる機会をつくり出します。

2 成年後見制度利用促進計画

1 計画の概要

- 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない方(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者を選任することで本人を法律的に支援する制度で、「自己決定の尊重」、「身上保護の重視」、「ノーマライゼーション」等を理念とした制度として、平成12年(2000年)4月から施行されました。
- 国では、平成28年(2016年)5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、平成29年(2017年)3月に同法第12条第1項の規定に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これにより、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。
- 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進します。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護のための地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

2 計画期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

3 現状と課題

米原市社会福祉協議会に権利擁護センターの委託をしている中で、令和4年度（2022年度）から中核機関の機能の一部を委託しました。

また、基幹包括支援センターおよび地域包括支援センターにおいても、権利擁護に関する相談支援を行ってきました。また、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等を通じて成年後見制度の利用が望ましい人への支援や、後見人等を含めたチーム支援を進めてきました。

一方で、米原市を含む湖北地域においては、弁護士や司法書士、社会福祉士等の第三者の専門職後見人の担い手が少ない現状があり、担い手確保が課題となっています。

また、身寄りのない人の生活支援や死後事務等、権利擁護に関する課題も顕在化してきました。

地域共生社会に実現に向けた共通理念としての権利擁護、意思決定支援や身上保護の重要性の理解を更に進めていく必要があります。

4 基本的な考え方

■本市の成年後見制度の利用に関する現状や課題、また法の趣旨を踏まえ、権利擁護のための地域連携ネットワークを柱に、適切な制度利用を促進することで、本人の意思が最大限尊重され、社会活動への参加や、人や地域とのつながりが保たれながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

■多様な職種や関係機関等との連携による「地域連携ネットワーク」の強化を図り、権利擁護の必要な人の早期発見、早期の段階からの包括的な相談支援、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用、その他の制度・事業を含めた包括的な支援を目指します。

「地域連携ネットワーク」の中心となる「中核機関」の機能を強化し、制度の適切な利用促進のための体制整備や後見人支援等の充実を図ります。

■本市における「権利擁護のための地域連携ネットワーク」とは、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、その他の利用（予定）者に関する制度・事業を含めた包括的な支援を行うために、医療・福祉・司法等の専門職と行政機関、地域住民等が連携する仕組みをいいます。

5 主な取組

① 誰もが住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できる制度の運用

取組	内容
早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> ■制度利用は、支援者からの働きかけが多いという現状からも、既存の高齢者施策、障がい者施策の取組を通じ、地域包括支援センター、サービス事業者、民生委員・児童委員をはじめ、福祉・医療の関係機関、専門職等の連携強化により、権利擁護の必要な人を早期に把握し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の関連制度を含め、ニーズに合った支援に結び付けていきます。 ■早期の段階から、成年後見制度等の利用など権利擁護について、市民が身近な地域で相談できるよう、相談窓口等の周知、包括的な相談体制の充実を図ります。
本人の意思決定支援、身上保護を重視した支援	<ul style="list-style-type: none"> ■本人がその人らしい生活を継続できるよう、多機関による支援会議等を通じ、支援チームが本人の意思を尊重しながら、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦します。 ■中核機関は、多機関協働事業等を活用しながら、本人の意思決定支援、身上保護を重視した支援が継続できるよう、後見人等を含めた支援チームの支援を行います。
市長申立てと利用助成	<ul style="list-style-type: none"> ■市長申立が必要なケースについては、関係機関との連携の下、適切に制度利用につなげます。 ■利用者が申立費用や後見人への報酬を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。 ■成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように成年後見制度利用支援事業の見直しを行います。

② 権利擁護のための地域連携のネットワークづくり

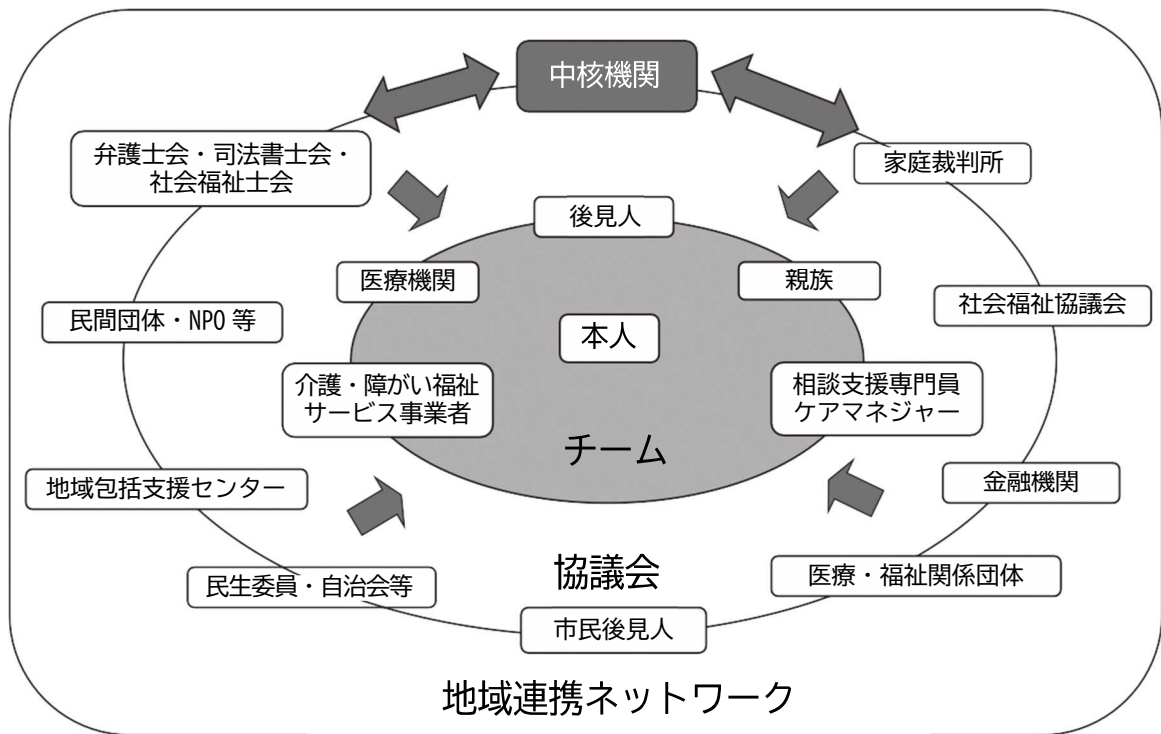
取組	内容
相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ■権利擁護の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談支援体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度等の運用を目指し、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする権利擁護のための地域連携ネットワークづくりを進めます。 ■地域連携ネットワークや権利擁護に関する相談窓口、専門職等と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援体制の機能強化を図ります。 ■市民への成年後見制度の利用促進を図るため、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と中核機関を一体的に運営し、関係機関とのネットワークによるチーム支援体制を構築します。

取組	内容
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレットの配布や研修会等の開催、各種イベントでの広報・啓発活動を通して、権利擁護の必要な人を発見し支援につなげることの重要性や、成年後見制度等に関する理解を深められるよう広報・啓発活動を強化します。 ■認知症、知的障がい、精神障がいに関する正しい理解が深まる取組を進めます。
担い手の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■県、中核機関、医療・福祉・司法等の専門職、市民、行政機関と連携し、市民後見人をはじめとした権利擁護の担い手を育成するための取組について検討します。 ■米原市社会福祉協議会以外の社会福祉法人やNPO等においても、法人後見を受任できるよう取り組みます。
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> ■後見人の交流会、後見人向けの研修会の開催等により、後見人が孤立しない仕組みを整え、後見人の後見業務に関する相談に応じます。 ■専門的知見が必要である場合は、協議会においてケース会議を開催する等、専門的知見から助言が得られる仕組みをつくります。 ■支援困難なケースについては、支援体制等について多職種で検討できる仕組みをつくり、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、後見人を支援します。
不正防止	<ul style="list-style-type: none"> ■後見人に対する倫理研修等を行い、不正の発生を未然に防ぎます。

③ 制度の利用促進に向けて取り組むその他の事項

取組	内容
任意後見等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）と成年後見制度間の円滑な移行や、後見・保佐・補助の類型移行が適切に行われるよう取り組みます。 ■関係機関および市民等に任意後見を含め権利擁護に関する制度を広く周知するほか、本人の権利擁護の観点から相談対応が可能な体制を構築し、適切な利用促進を図ります。

■地域連携ネットワークイメージ図



3 再犯防止推進計画

1 計画の概要

犯罪や非行をした人たちの中には、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱えている人が少なくありません。こうした人たちが罪を償い立ち直ろうとするときに、刑事司法手続を離れた後も福祉などの包括的な支援を受けることができれば、地域社会で孤立することなく、再び犯罪や非行に至らず社会復帰をめざすことができます。

本市では、安全で安心な地域社会づくりを推進するとともに「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現をめざして、罪を償って犯罪や非行から立ち直ろうとする人を地域のみんなで支え合い、社会復帰をめざすことができるよう「米原市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

3 現状と課題

国の再犯の現状をみると、刑法犯検挙者および再犯者の数はともに減少しているものの、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、再犯防止推進白書によると、令和4年（2022年）の再犯者率は47.9%で、検挙された人の約半数を再犯した人が占めています。

国では、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、犯罪を減らすための再犯を防ぐ取組が重要であるとして、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ再犯防止推進計画が策定され、地方再犯防止推進計画の策定が市町村の努力義務となりました。

これまでは、民間からの協力を得て国が中心となり再犯防止施策を推進されてきましたが、これからは、国・県・市・民間の協力者が緊密に連携して、罪を犯した人たちが地域社会から孤立することがないように効果的な支援を行っていくことが求められます。

4 本計画における対象者

本計画における対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項に定める者で、犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者としてします。

5 他の計画との関係

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画とし、再犯防止の推進に関する本市の基本的な方針や施策を取りまとめるものであり、国の第二次再犯防止推進計画、滋賀県再犯防止推進計画、第3次まいばら福祉のまちづくり計画などとの連動を図り施策を推進します。

6 基本的な考え方

- 再犯防止の推進における犯罪加害者の立ち直りの支援においては、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、財産的被害を負わされるといった直接的な被害に加え、二次的な被害も負わされる犯罪被害者が存在することへの配慮が特に重要です。罪を犯した者が犯罪の責任や犯罪被害者の心情などを十分に理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて計画を推進していきます。
- 犯罪被害者の存在を十分に認識した上で、市民の理解と協力および意識の向上に努めます。
- 罪を犯した者が、その特性に応じ、刑事司法手続などのあらゆる段階において切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導および支援が受けられるよう努めるとともに、罪を償って立ち直ろうとする人の主体性を尊重した効果的な支援を行います。
- 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、地方公共団体、民間団体およびその他の関係者との緊密な連携協力を確保して、再犯防止施策を総合的に推進します。
- 犯罪および非行の実態、効果検証および調査研究成果などを踏まえ、必要に応じて民間団体その他の関係者から意見を聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的な施策を行います。
- 市民にとっては、再犯の防止等に関する施策は身近なものではない現状にありますが、市民の関心と理解が得られるものとするため、罪を償って立ち直ろうとする人が責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯防止の取組を分かりやすく効果的に広報・啓発していきます。

7 解決すべき課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進による地域における理解の促進
- ⑥ 他の地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

8 推進体制

再犯防止に向けた取組は、地域において更生保護活動を精力的に行われている保護司会や更生保護女性会と連携して推進することとし、社会福祉協議会のほか市内の民生委員児童委員協議会、青少年育成市民会議、自治会連絡協議会、少年センター補導員、商工会などの関係団体の協力を得て、一体的に推進していきます。

9 主な取組

① 市民周知・啓発など

取組	内容
啓発活動の推進	■7月の「再犯防止啓発月間」および“社会を明るくする運動”強調月間に合わせ、保護司会と更生保護女性会を中心に、市内の民間団体および関係団体である社会福祉協議会、商工会、民生委員児童委員協議会、青少年育成市民会議、自治会連絡協議会、少年センター補導員、市内の学校等と連携し、街頭啓発などの様々な活動を集中的に行います。
広報の推進	■関係団体と連携して、市の広報誌やウェブサイトなどの広報媒体を活用し、推進計画に基づく効果的な広報啓発を行います。
一般公開ケース研究会の開催	■“社会を明るくする運動”強調月間に合わせ、更生保護女性会および保護司会を中心に、関係団体や教職員などの協力者の参加により、一般公開ケース研究会を開催して、犯罪や非行の防止について考え、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支えます。
内閣総理大臣 メッセージ伝達式の 実施	■“社会を明るくする運動”強調月間において、保護司会や更生保護女性会を中心に「米原地区実施委員会」を組織し、関係団体や協力者の参加協力により、犯罪や非行の防止と立ち直りについて、内閣総理大臣のメッセージを市民に伝えます。

② 取組・活動支援など

取組	内容
保護司会・更生保護女性会との連携	■再犯防止や更生保護の推進に係る様々な支援策や連携ネットワークについて情報共有し、連携強化を図ります。
民間協力者の活動支援	■保護司会や更生保護女性会などの社会福祉団体が行う事業に対し、補助金を交付し活動を支援します。また、再犯防止や更生保護の推進に必要な事業の実施を支援します。

取 組	内 容
民生委員・児童委員活動との連携	■見守りや訪問、相談や援助など、地域に密着した民生委員・児童委員活動との連携を図ります。
生活困窮者自立支援事業との連携	■生活、家計、就労の相談や経済的自立の支援に向けて、担当部署との包括的な支援を進めます。
包括的な相談支援	■対象者の分野を問わない相談を受け止め、それぞれの状況や特性に応じた必要な保健医療・福祉サービスなどの支援につなぎます。
就労・住居支援	■生活困窮者などへの就労支援および住居確保に取り組み、自立した生活に向け支援を行います。
青少年の非行防止と修学支援	■学校において、非行防止の理解を深める学習を行うとともに、学校内や家庭生活において問題を抱える児童生徒の立ち直りを支援し、児童生徒の健全育成に努めます。また、学校、家庭および地域の関係機関との連携を図って、青少年の喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止の取組を進めます。
生活保障と自立生活支援	■生活保護制度により、困窮状態に応じた生活保障を行うとともに、対象者が自立した生活が送れるよう支援します。

参 考

【参考図書】

- ・令和5年版 再犯防止推進白書
- ・地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月 法務省）

【関連計画】

- ・第二次再犯防止推進計画（国）
- ・滋賀県再犯防止推進計画（平成31年3月）

【関係法令】

- ・再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

4 計画策定の経過

日程	項目	主な内容
令和4年 10月21日	第1回米原市地域福祉計画 推進会議	(1) 米原市地域福祉計画について (2) 米原市地域福祉計画策定について (3) 米原市地域福祉計画策定のためのアンケート 調査票について
令和4年 12月	「第3次まいばら福祉のま ちづくり計画」策定のため のアンケート調査の実施	○市民等の福祉に対する考えや、地域活動への参加 状況の実態把握、御意見・御提言を伺い、第3次 「まいばら福祉のまちづくり計画」の策定に向け た基礎資料とすることを目的に実施
令和5年 2月～3月	ふくし座談会 (詳細は下記のとおり)	○地域において課題を抱えている人や世帯との関わり 方や支援のあり方等を検討するため、市民や関係 機関・団体等が参加するワークショップ形式の ふくし座談会(意見交換会)を実施
令和5年 3月8日	第2回米原市地域福祉計画 推進会議	(1) アンケート調査結果報告 (2) ふくし座談会の経過報告 (3) ふくし座談会(グループワーク)の実施
令和5年 7月7日	第3回米原市地域福祉計画 推進会議	(1) 各種調査結果からみる「福祉のまちづくり」 の今後の方向性について (2) その他
令和5年 10月2日	第4回米原市地域福祉計画 推進会議	(1) 地域福祉計画(素案)報告・協議 (2) その他
令和5年 11月～12月	パブリックコメントの実施	○本計画について、市民から幅広く意見を募集する ため、計画案に対するパブリックコメントを実施
令和5年 12月21日	第5回米原市地域福祉計画 推進会議	(1) パブリックコメント意見の反映方法について 報告・協議 (2) 答申式について

○ふくし座談会 開催実績

令和5年2月23日	米原市役所本庁舎1階	コンベンションホール	25人
令和5年2月24日	米原市役所山東支所	別館1階	23人
令和5年2月28日	近江地域福祉センター	やすらぎハウス	25人
令和5年3月1日	伊吹地域福祉センター	愛らんど	16人
令和5年3月1日	米原市立伊吹山中学校		13人
令和5年3月8日	米原市役所本庁舎1階	コンベンションホール	23人
令和5年3月15日	米原市役所本庁舎1階	コンベンションホール	17人
令和5年3月18日	米原市役所山東支所	別館1階	19人

5 米原市地域福祉計画推進会議規則

平成 28 年 4 月 1 日

規則第 68 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成 28 年米原市条例第 3 号)第 2 条の規定により設置する米原市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 推進会議に、会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 推進会議の庶務は、くらし支援部福祉政策課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第 4 条第 2 項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 米原市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	氏名	備考
1号委員	◎志藤 修史	大谷大学社会学部 教授
2号委員	○中村 泰之	米原市地域包括医療福祉センター センター長
2号委員	阿藤 誠介	はたらき・くらし応援センターこほく センター長
2号委員	永田 かおり	社会福祉法人ひだまり 理事長
2号委員	木船 良元	認定こども園 長岡学園 園長
3号委員	川嶋 眞一	公募委員
3号委員	眞野 美佐子	公募委員
4号委員	野一色 義明	米原市自治会連絡協議会 会長 (令和5年3月31日まで)
4号委員	寺田 豊	米原市自治会連絡協議会 副会長 (令和5年4月1日から)
4号委員	野田 文子	ほっこりカフェ 代表
4号委員	伊部 学	米原市立春照小学校
4号委員	田辺 京子	民生委員・児童委員
4号委員	福永 ひろみ	米原市子ども会育成連合会 専門理事
4号委員	伊賀並 弘彰	公益社団法人 米原市シルバー人材センター
4号委員	松本 正志	湖北みみの里 所長
4号委員	堀田 美岐子	米原市健康推進委員会 会長

※◎：会長、○：副会長

※1号委員：学識経験を有する者

2号委員：社会福祉を目的とする事業に従事する者

3号委員：公募による市民

4号委員：市長が特に必要と認める者

7 用語解説

【ア行】

●アウトリーチ

必要な支援が届いていない人に対して、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

●アセスメント

一般的には客観的な評価のことであり、福祉分野では利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析すること。

●いきいき高齢者プランまいばら（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

介護保険法に基づく要介護（要支援）認定者等を対象とした介護保険事業計画と、老人福祉法に基づく全ての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する高齢者福祉計画を一体的にまとめた計画のこと。

●SNS（エスエヌエス）

オンライン上で社会的なつながりを構築できるサービスのこと。

●NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、医療、福祉、環境、災害復興、地域振興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などを行う団体（組織）のこと。NPO法人（特定非営利活動法人）は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行う法人をいう。

●お茶の間事業

子どもから高齢者まで、日頃から支援を必要とする人を見守り、支えるために、住民が主体となって身近な地域の居場所づくりを促進するとともに、介護予防に資する住民主体の通いの場を充実することを目的に実施している事業のこと。

【カ行】

●基幹包括支援センター

高齢者の総合相談や支援を行うと同時に、困難事例や権利擁護を必要とする場合に、地域包括支援センターと連携して対応する相談機関のこと。

●キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。

●協議体

様々な分野から出席を得て、出席者の取組に関する情報交換や、地域ニーズの把握・共有、解決に向けた協議・企画・立案を行う場。また、参加者同士の得意分野を生かし、協力し合う関係やネットワークを広げていく機能も併せ持つ。市全域を単位とする第1層協議体と、市域よりも狭いエリアで開催する第2層協議体が存在する。

●協働

市民・企業・行政等の立場の異なる組織や人同士が対等な関係の下、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

●健康推進員

市民の健康保持および増進に寄与することを目的とし、地域における食や運動、健康づくりの推進リーダーとして活動する人のこと。

●健康まいばらんす計画

「まいばらんす！ あなたも私も みんなで取り組む 心と体の健康づくり」を基本理念とし、市民の健康づくり・食育・自殺対策をより一体的に推進することを目的とした、健康増進法、食育基本法および自殺対策基本法の規定に基づく計画（米原市健康増進計画・米原市食育推進計画・米原市自殺対策計画）です。

●権利擁護

自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な高齢者や障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得など支援を行うこと。

●合理的配慮

障がいを持つ人と持たない人が、平等な社会生活を送れるよう社会的障壁を取り除くことで、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され令和6年（2024年）4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化される。

●ご近所元気にくらし隊員

住民主体の介護予防の推進と高齢者支援の質を高めるため、介護予防と高齢者支援に関する知識や技術を習得したボランティアのこと。

【サ行】

●在宅医療連携拠点施設

在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供をめざすもの。拠点に配置されたケアマネジャーの資格を持つ看護師と医療ソーシャルワーカー等が地域の医療・介護を横断的にサポートすることで、病気をもちながら住み慣れた地域で自分らしく過ごすことが可能となる。

●自主防災組織

「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

●社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

●人生会議（アドバンスケアプランニング）

将来どのように生活をして、どのような医療や介護を受けて最期を迎えるかを計画し、家族や医療福祉従事者とあらかじめ共有しておくこと。

●スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、通学路などの周辺地域を見回るボランティアのこと。

●制度の狭間

高齢者や障がい者、子どもといった属性ごとの公的福祉サービスでは、対象から外れてしまう福祉ニーズや生活課題が生じている状態のこと。

●生活支援員

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）において、定期的または利用者からの希望があったときに利用者宅を訪問し、支援計画に沿った援助を行う者のこと。

●生活支援コーディネーター（CSW）

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、協議体の運営や地域ニーズ・社会資源に関するマッチングなどを行うコーディネート機能を果たす人

●成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産等を守り、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと（後見・保佐・補助の3類型に分類される）。裁判所の審判による「法定後見」（民法に基づく）と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」（民法特別法に基づく）がある。

【夕行】

●団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム時代（1947年から1949年までの3年間）に出生した世代を指す。

●地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等の相談指導や子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供などを行う施設で、市内に4か所設置している。

●地域支え合いセンター

生活支援コーディネーター（CSW）が配置され、協議体の開催や地域福祉活動に関する人材育成講座の開催のほか、相談支援、各種マッチングなどを通じて地域福祉活動の推進を図る拠点

●地域生活定着支援センター

高齢または障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後に福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関

●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症や障がい等によって判断能力が十分でないために、サービスの選択や契約などを適切に行うことが困難な人達を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりを行う。

●地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズに応じた各種の福祉サービスや情報の提供等を総合的に行うための施設のこと。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成など様々な支援を行う機関のこと。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

●出前講座

市民等の団体が主催する集会等に職員が出向き、市民生活や生涯学習の推進に役立つ情報を説明し、市民の理解を深めるために実施する講座のこと。

【ナ行】

●認知症サポーター

都道府県や市町村が行う認知症サポーター養成講座を受けた人をいう。地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源をつなげる窓口となる役割を期待されている。

●認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能（子育て相談や、親子の集いの場の提供など）を備える就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律に基づく施設のこと。

【ハ行】

●発達支援センター

発達障がいのある方やその家族、また発達障がいに関わる支援者・関係機関への相談支援・発達支援・就労支援および啓発活動と研修等を関係機関と連携しながら支援を行う機関

●ハートフル・フォーラム

明るく住みよいまちの実現を目指し、人権問題に関する話し合いを通じて、参加者の人権意識・人権感覚の向上を図ることを目的とした地区別懇談会のこと。参加者一人一人が差別や人権問題への「気付き」を実感し、自分自身や社会全体との関わりについて考え、自分や他者の人権を大切にしたい差別を許さない実践的態度を培うことをねらいとしている。

●8050問題

80代の親とひきこもりなど自立できない事情を抱える50代の子どもが社会的に孤立してしまう問題のこと。

●パブリックコメント

公的機関等が命令・条例・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募る意見公募手続のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者のうち、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

●避難支援プラン（個別計画）

全体計画に基づき避難支援を要する一人一人について、誰が支援し、どの避難所等へ、どのような方法で避難させるかを自治会などがあらかじめ定めておく計画のこと。

●福祉委員会

自治会単位に設置される地域福祉活動等に取り組む任意団体のこと。

●福祉協力員

自治会長等により選任され、住民に参画を呼びかけながら、交流活動やサロン、居場所づくりなどを一緒に進めていくコーディネーター的な役割を担う人のこと。市内の地域によって呼称は様々である。

●福祉懇談会

自治会などの単位において、自分達が暮らす地域の問題や課題などについて話し合い、共有し、解決に向けての取組の検討などを行うもの。ふくし座談会は、今回の計画策定のために開かれた一時的なもの。

●福祉避難所

避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所のこと。

●ボランティア

一人一人が自分の意志に基づき、人や社会に貢献すること。無償の貢献活動のほか、対価を伴う有償ボランティア活動も増えている。

●ボランティアセンター

ボランティアに関する人材の育成や市民活動団体等の活動に関する相談対応、活動の場の拠点となる施設のこと。

【マ行】

●米原市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画で、質の高い幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画のこと。

●米原市障がい者計画 米原市障がい福祉計画 米原市障がい児福祉計画

障がい者計画は、障害者基本法に基づく障がいのある人に関する施策全般にわたる基本的な計画、障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の量の見込みと確保策を定める計画、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援等の量の見込みと確保策を定める計画をいう。

●米原市総合計画

米原市自治基本条例の理念に基づき、市民と協働によるまちづくりを進めるための総合的な市政運営の指針のこと。

●米原市防災アプリ

携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システムのことで、スマートフォンやタブレット端末に防災アプリをインストールすると、市からの災害情報や緊急情報のほか、市や自治会からのお知らせを音声と文字で受信することができるようになる。

●見守りネットワーク会議

見守り活動に関する連絡・連携会議として、自治会単位でテーブルを囲み、避難行動要支援者等の見守りが必要な世帯や気になる方について、気付いたこと等を話し合い、支援方法の共有を行う。市や社会福祉協議会をはじめ、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、事業者、地域包括支援センター、福祉事業者等、地域の状況が分かる者等が必要に応じて参加し開催する会議のこと。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に努める。また、児童福祉法の児童委員を兼ねている。

●モニタリング

一般的には監視、観察することであるが、福祉分野ではケアプランなどにおいて、本来の目的に合ったサービスや支援が提供されているか、サービス実施状況を定期的に評価して検証すること。

【ヤ行】

●ヤングケアラー

本来ならば大人が担うはずの家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。その負担の重さから、他の子どもに比べ学業や友人関係などにマイナスの影響が出やすいことが問題視されている。

●要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等に基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。

【ラ行】

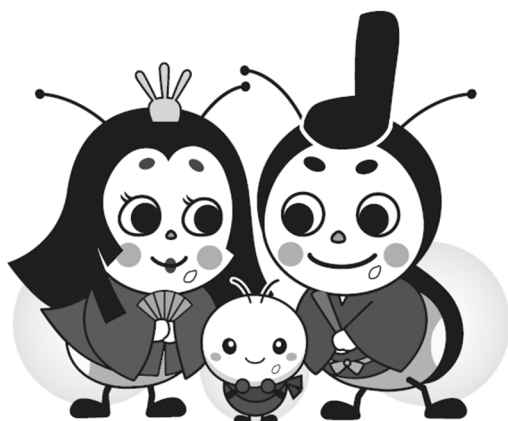
●ルッチまちづくり大学

米原市のまちづくり市民大学で、「地域に根ざす。幸せになる。」をコンセプトに特色ある地域づくりや協働のまちづくりを進めるための地域の担い手を育てることを目的としている。

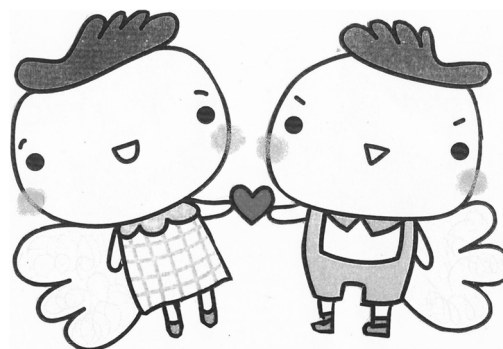
【ワ行】

●ワークショップ

参加者の主体性を重視した体験型の講座や学習会のこと。セミナーなどの主催者から参加者への一方的なコミュニケーションをとる形式とは異なり、ワークショップでは双方向のコミュニケーションが求められる。



【姫ママル ホタルン 源氏パパール】



【てんてん】